第６次岡山県廃棄物処理計画（素案）

～未来へシフト！持続可能な循環型社会を目指して～

令和９年３月

岡　山　県

＜目　次＞

第１章 計画策定の趣旨等 1
　第１節 計画策定の趣旨 1
　第２節 計画の位置づけ 2
　第３節 計画の期間 4
第２章 廃棄物の現状と課題 5
　第１節 一般廃棄物 5
　第２節 産業廃棄物 21
　第３節 食品ロス 30
第３章 基本理念及び基本方針 34
　第１節 計画の基本理念 34
　第２節 基本方針 35
第４章 廃棄物の将来予測と目標 37
　第１節 一般廃棄物 37
　第２節 産業廃棄物 42
　第３節 食品ロス 45
第５章 目標達成等に向けての取組 48
　第１節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 48
　第２節 排出者の責務の徹底・強化 50
　第３節 廃棄物の適正処理体制の確立 51
　第４節 廃棄物情報の共有化と相互理解 56
　第５節 食品ロスの削減 57
　第６節 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え 60
第６章 長期ごみ処理広域化・集約化計画 62
　第１節 長期ごみ処理広域化・集約化計画の策定の趣旨 62
　第２節 現時点での広域化状況の評価 63
　第３節 人口及びごみ排出量等の将来予測 66
　第４節 広域ブロックの区割り 70
　第５節 ブロック毎の処理体制の検討 73
　第６節 広域化への取組 80
第７章 計画の推進 81
　第１節 関係者の役割 81
　第２節 計画の進行管理 86

第１章　計画策定の趣旨等

第１節　計画策定の趣旨

我が国では、これまで数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正や各種リサイクル法の制定等により、リサイクル率の向上や最終処分量の減少など一定の成果を上げてきました。しかし、近年、世界的な資源制約の顕在化や気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、海ごみ問題への対応など、廃棄物・資源循環を取り巻く課題は多様化しています。また、我が国では少子化や高齢化の進行に伴い、廃棄物処理を担う人材の確保や処理施設の老朽化への対応など、将来にわたり安定した廃棄物処理体制を確保するための課題も顕在化しています。

こうした中、国は令和６(2024)年８月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、令和８(2026)年4月には「循環経済行動計画」を閣議決定し、再生資源供給サプライチェーンの強靭化や地域循環資源の徹底活用、動静脈連携の強化などを軸として、循環経済（サーキュラーエコノミー）※1への移行を国家戦略として推進することとされています。

本県においても、平成30(2018)年７月豪雨（西日本豪雨）で大量の災害廃棄物※2が発生した経験を踏まえ、災害時を含めた適正な廃棄物処理体制の確保が重要な課題となっています。また、食品ロス※3の削減やプラスチック資源循環の推進、温室効果ガス※4排出量の削減など、資源循環と脱炭素化を一体的に進めることが求められています。

本県ではこれまで、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念として、令和４年３月に第５次岡山県廃棄物処理計画（令和３(2021)～７(2025)年度）（以下「第５次計画」という。）を策定し、３R※5を基本とした廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

本計画は、第５次計画の目標や課題を検証するとともに、国の基本方針※6及び第五次循環型社会形成推進基本計画との整合を図りながら、サーキュラーエコノミーへの移行、脱炭素社会※7の実現、災害廃棄物対策の強化など新たな課題への対応を踏まえ、新たな計画期間（令和８(2026)～12(2030)年度）における本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、廃棄物処理業者など関係者すべての指針とするものです。

また、本計画における食品ロス削減の取組を「岡山県食品ロス削減推進計画」、ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化に関する取組を「長期ごみ処理広域化・集約化計画」として位置づけ、総合的かつ計画的に推進するための方向性を示すものです。

※1 資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を 維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム

※2 災害によって生じた廃棄物の総称

※3 まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

※4 大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の７物質が温室効果ガスとして定められている。

※5 廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３つの頭文字をとったもの

※6 廃棄物処理法第５条の２の規定により環境大臣が定める廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

※7 地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会

第２節　計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に即して定めるもので、「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン※8」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）※9」等を上位計画として策定することとします。本計画の位置づけと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

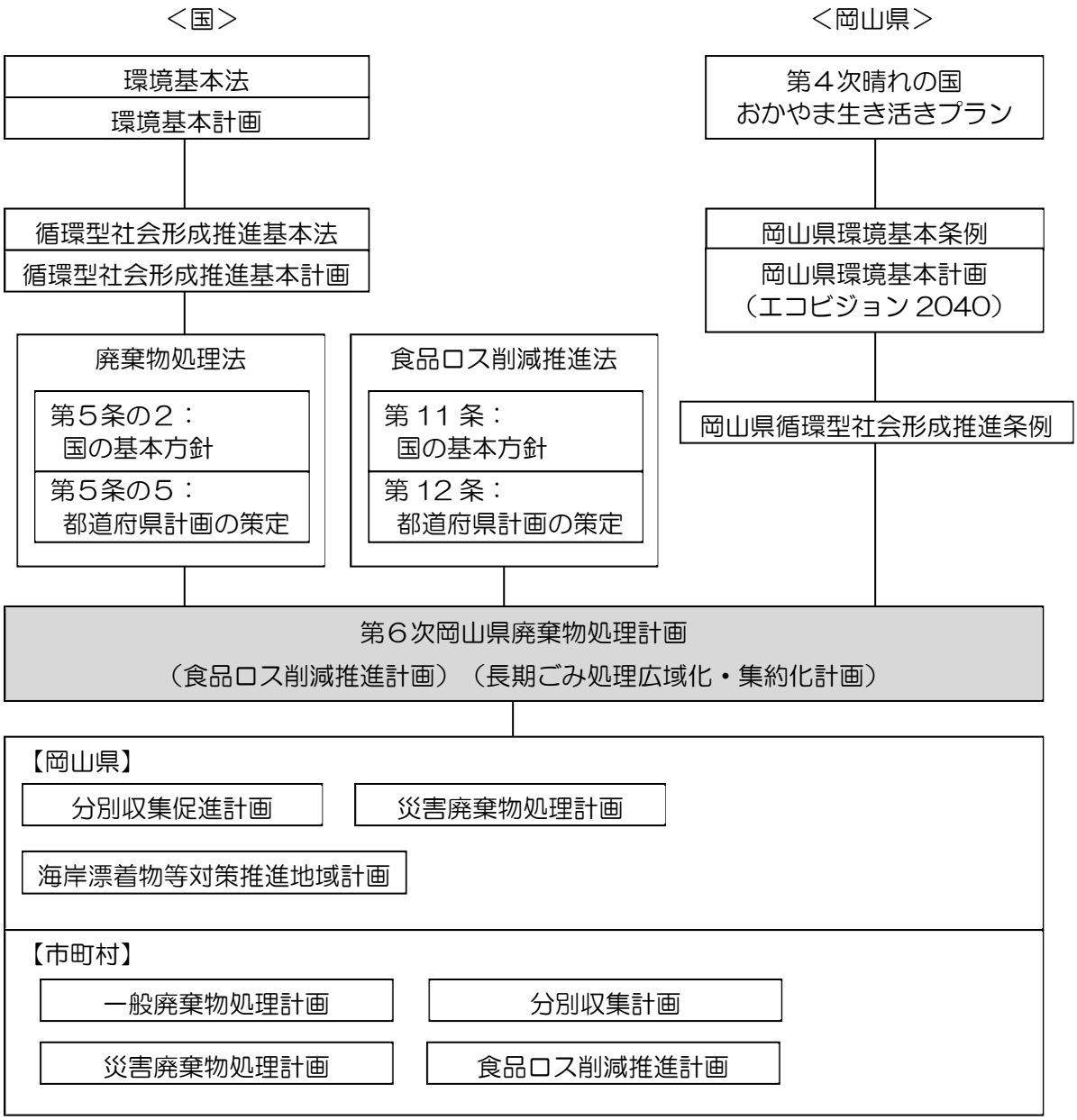

図 1-2-1　廃棄物処理計画の位置づけ

※8 県政推進の羅針盤として、県政において最上位に位置づけられる総合的な計画
※9 岡山県環境基本条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定する計画

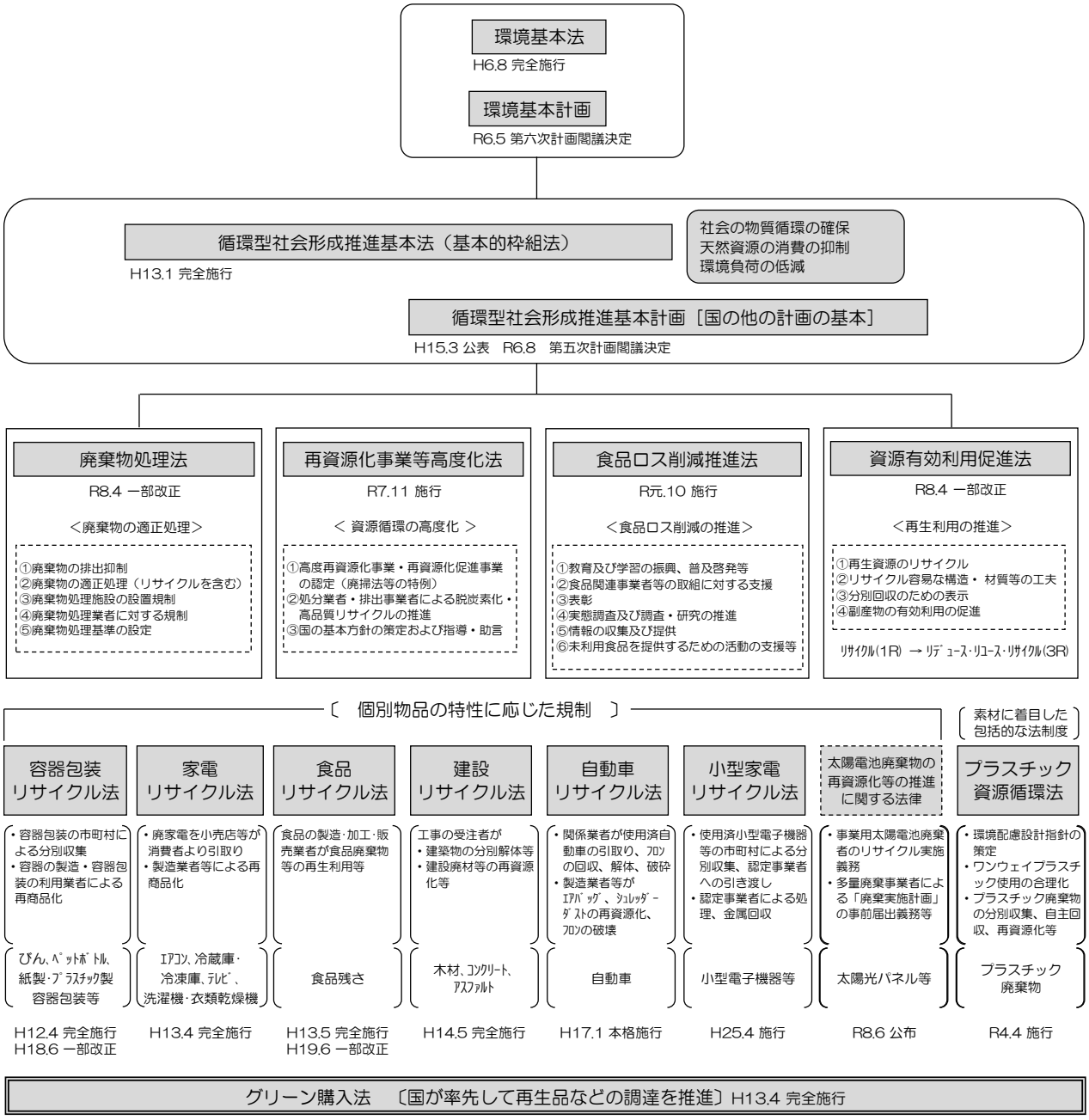

図 1-2-2　循環型社会形成推進のための法体系

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和８(2026)年度を初年度とし、令和 12(2030)年度を目標年度とする５年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

コラム：循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、既存施設などのストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした「線形経済」から脱却し、資源を効率的かつ循環的に利用する「循環経済」を目指す考え方です。

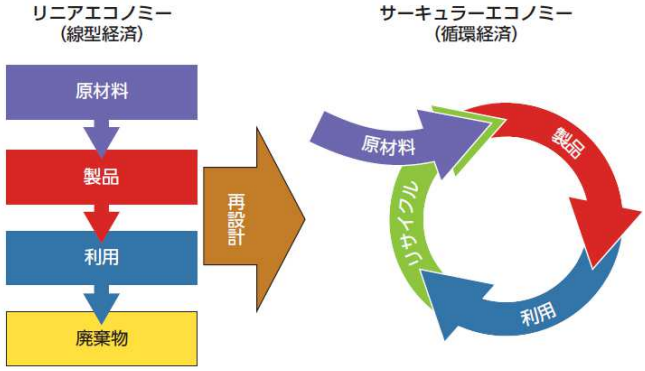

出典：令和８年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

廃棄物や資源消費を減らすことで、温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献するとともに、地域産業の活性化や新たな付加価値の創出につながります。また、再生材の利用拡大や国内資源の有効活用は、国際競争力の強化や資源調達リスクの低減にも寄与することになります。

第２章　廃棄物の現状と課題

第１節　一般廃棄物

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ排出量の現状

一般廃棄物※１０のごみ総排出量は多少の増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和６(2024)年度においては約626千ｔとなっています。

県民１人１日当たりのごみ排出量は、令和６(2024)年度において935.5gとなっています。

令和６(2024)年度のごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは、60.6%の約379千ｔ、事業系ごみは、39.4%の約247千ｔとなっています。

令和元(2019)年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは令和５(2023)年度以降に急増しています。これに伴い、県民１人１日当たりのごみ排出量も令和元(2019)年度以降は減少傾向にあったものの、令和５(2023)年度以降は増加に転じています。

この増加は、統計上、一部の市町村において、令和５(2023)年度から事業者資源化量等を新たに計上したことによるものであり、この影響を除くと事業系ごみも減少傾向にあります。

表 2-1-1　ごみ総排出量等の推移

項目		年度	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口	総人口	（人）	1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434	1,833,782
	計画収集人口	（人）	1,900,755	1,892,677	1,880,405	1,866,589	1,850,428	1,833,776
ごみ総排出量[1]	計画収集量	(t/年)	548,618	533,360	529,494	517,225	497,389	477,640
	直接搬入量	(t/年)	80,390	84,531	80,302	72,700	107,639	130,087
	集団回収量	(t/年)	68,289	25,004	23,770	22,380	19,917	18,401
	合計	(t/年)	697,297	642,895	633,566	612,305	624,945	626,128
	生活系ごみ	(t/年)	460,285	418,844	413,093	396,185	375,868	379,215
	（うち家庭系ごみ[2]）	(t/年)	356,277	356,637	352,482	337,762	321,855	301,284
	事業系ごみ	(t/年)	237,012	224,051	220,473	216,120	249,077	246,913
1人1日当たりのごみ排出量[3]		(g/人・日)	1,002.3	930.6	923.1	898.7	922.8	935.5
	うち生活系	(g/人・日)	661.6	606.3	601.9	581.5	555.0	566.6
	（うち家庭系）	(g/人・日)	512.1	516.2	513.6	495.8	475.2	450.1
	うち事業系	(g/人・日)	340.7	324.3	321.2	317.2	367.8	368.9

備考：1)「ごみ総排出量」は、国の基本方針における「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。
2)「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量（集団回収量を含む。）を除いた量とした。
3)1人1日当たりのごみ排出量＝（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷総人口÷365又は366
4)実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」によるものを基本としているが、一部市町村の実績値の見直しを行っているため、必ずしも一致していない。

※１０ 家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

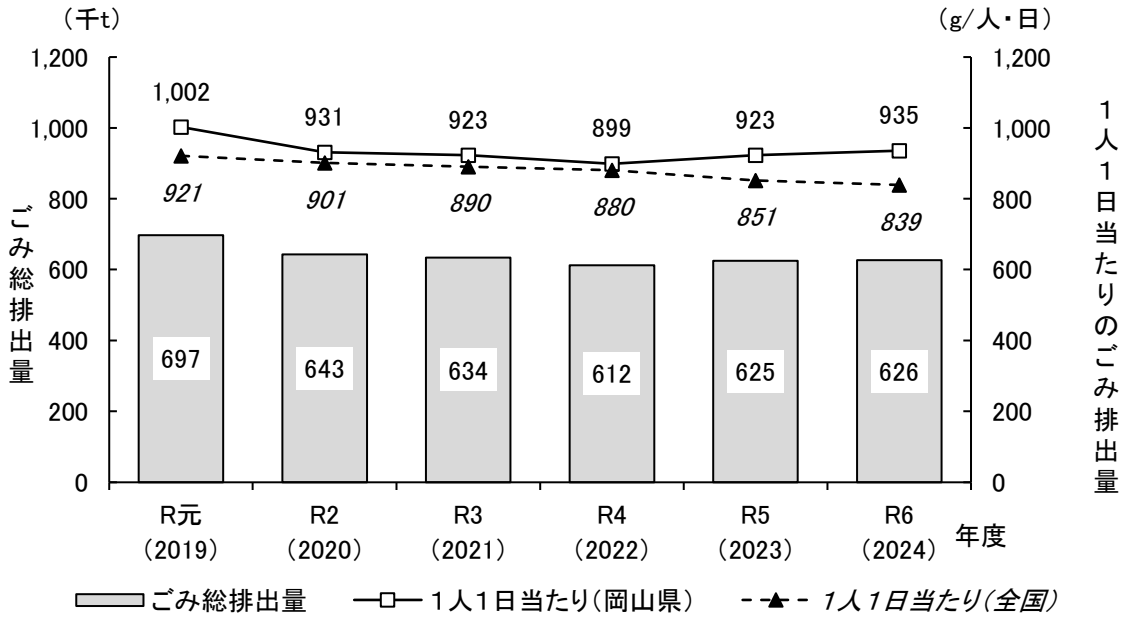

図 2-1-1　ごみ総排出量・１人１日当たりごみ排出量の推移

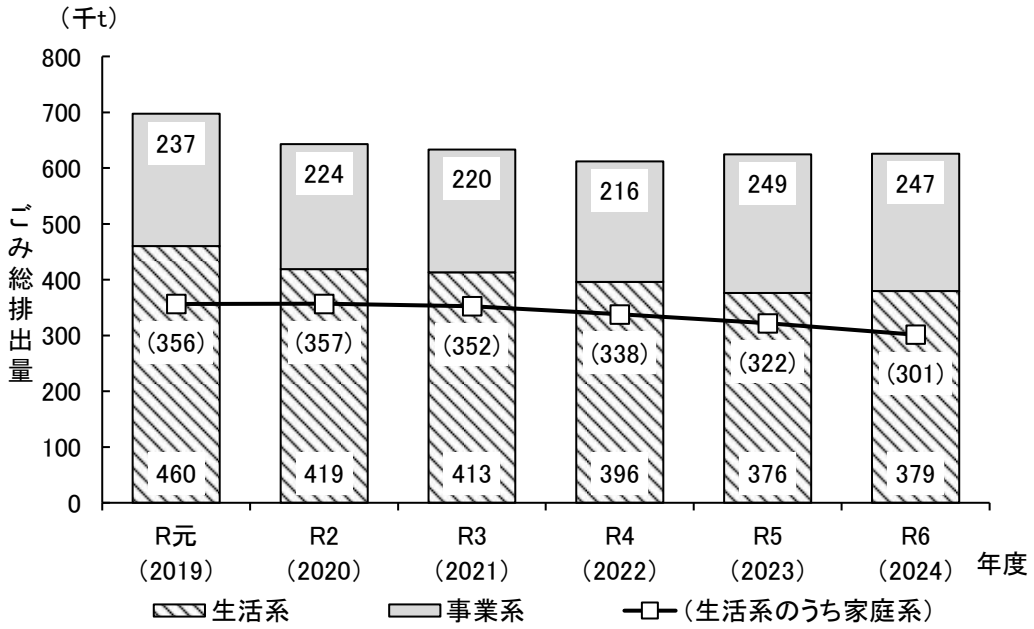

図 2-1-2　生活系・事業系ごみ別排出量の推移

（２）ごみ処理量の現状

① ごみ処理の状況

令和6(2024)年度における一般廃棄物のごみ総排出量は約626千ｔで、集団回収量を除いたごみ処理量は約609千ｔとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が約481千ｔ、破砕・選別等により処理された量が約48千ｔ、直接資源化された量が約76千ｔ、中間処理※11されずに直接最終処分された量が約3千ｔとなっています。

総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して約199千ｔとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して約23千ｔとなっており、中間処理により減量化された量は約404千ｔとなっています。

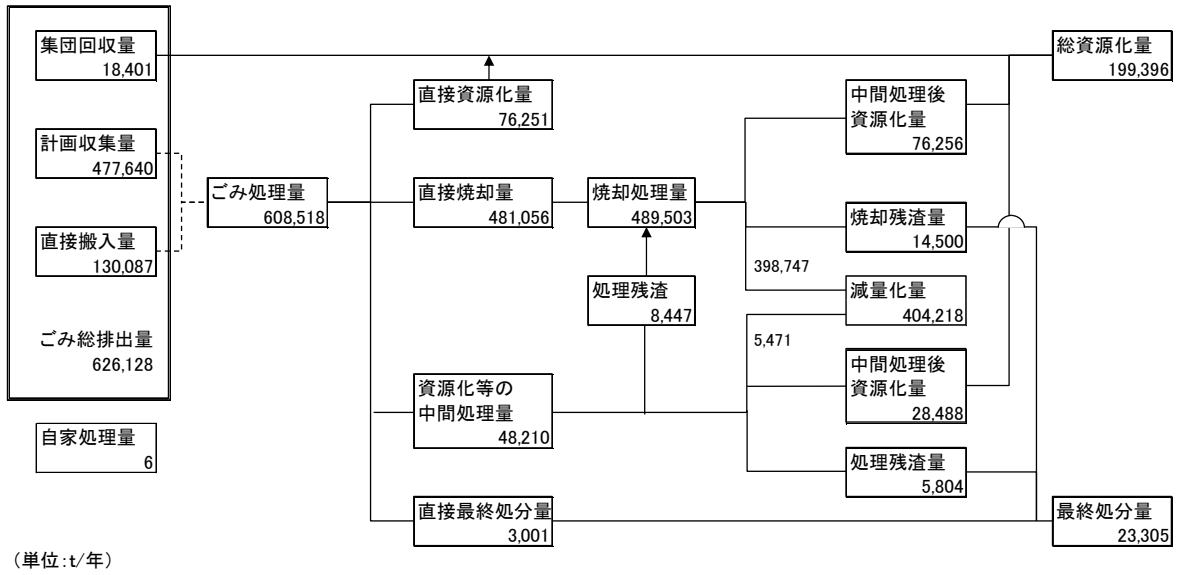

備考：1)リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100
2)最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100
3)「計画収集量＋直接搬入量」と「ごみ処理量(直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和)」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

ごみ処理状況の推移をみると、令和４(2022)年度までは全体として減少傾向で推移していましたが、令和５(2023)年度以降は増加に転じています。直接焼却量は減少傾向が続いている一方、直接資源化量が令和５(2023)年度以降に増加しています。

表 2-1-2　ごみ処理状況の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
直接焼却量	561,843	549,241	543,238	527,088	509,473	481,056
資源化等の中間処理量	47,840	49,366	47,392	44,539	43,014	48,210
直接資源化量	15,002	16,263	16,889	15,902	51,980	76,251
直接最終処分量	4,248	3,792	3,125	3,223	2,708	3,001
合計	628,933	618,662	610,644	590,752	607,175	608,518

※11 廃棄物を最終処分する前に、焼却、溶融、脱水、破砕、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。

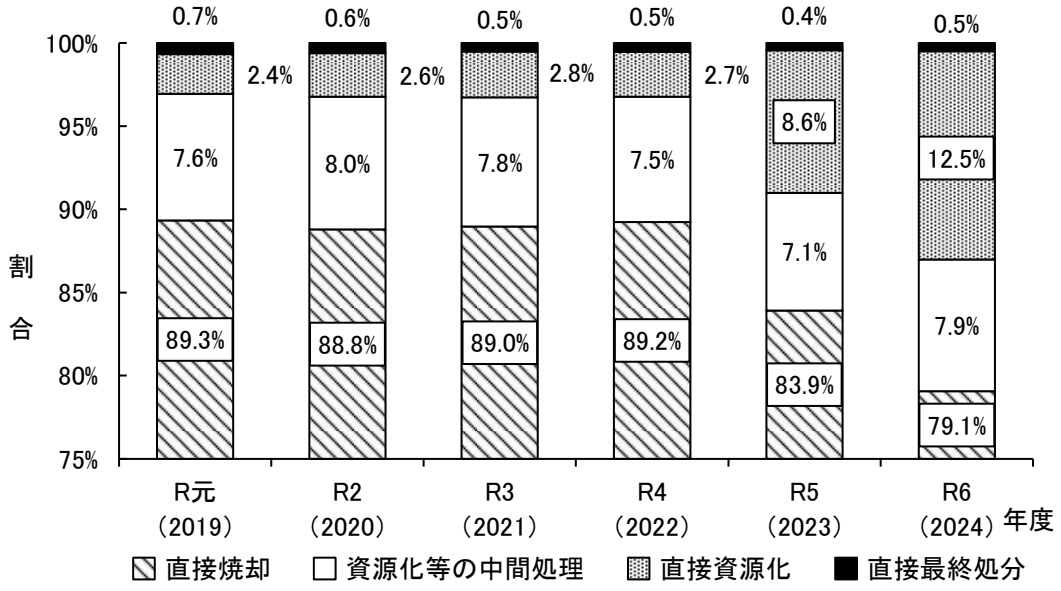

備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 2-1-4　ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

ア．資源化量の推移

総資源化量は、令和４(2022)年度までは概ね減少傾向にありましたが、令和５(2023)年度以降は増加に転じています。令和６(2024)年度における資源化の内訳は、直接資源化量が約76千ｔ（総資源化量の38.2%）、中間処理後資源化量が約105千ｔ（同52.5%）、集団回収量が約18千ｔ（同9.2%）となっています。

表 2-1-3　手法別資源化量の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
直接資源化量	15,002	16,263	16,889	15,902	51,980	76,251
中間処理後資源化量	119,371	116,866	112,270	105,901	109,890	104,744
集団回収量	68,289	25,004	23,770	22,380	19,917	18,401
合計	202,662	158,133	152,929	144,183	181,787	199,396

備考：1）直接資源化量：当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの
2）中間処理後資源化量：当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入されるもの
3）集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの

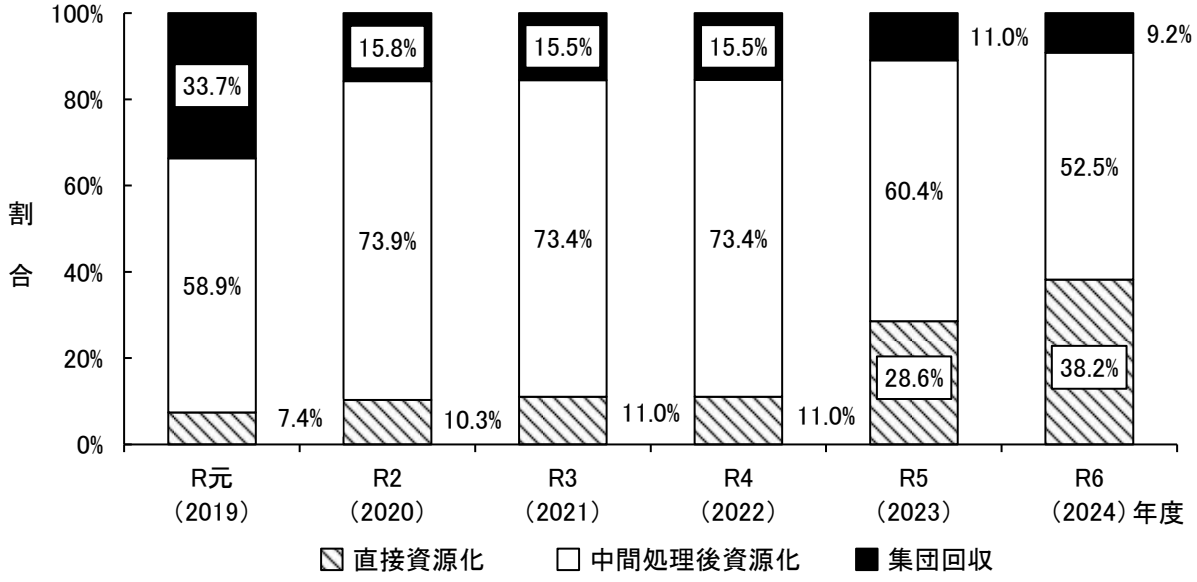

備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 2-1-5　手法別資源化割合の推移

イ．品目別資源化量の推移

令和６(2024)年度の品目別の資源化量で最も多いのは、「その他」（ガス化溶融施設※１２の精製合成ガス、焼却灰・飛灰のセメント原料化、溶融スラグ※１３等）で約105千ｔが資源化されており、次いで紙類、金属類、プラスチック類の順となっています。

表 2-1-4　品目別資源化量の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
紙類	77,903	35,223	34,657	33,063	67,002	60,846
金属類	13,498	13,977	13,075	11,275	11,063	11,265
ガラス類	9,752	10,017	8,582	8,168	7,881	7,489
ペットボトル	3,144	3,131	2,842	2,829	2,726	3,020
プラスチック類	2,809	2,815	2,855	2,938	3,128	7,754
布類	3,881	4,194	4,205	3,684	3,344	3,920
その他	91,675	88,776	86,713	82,226	86,643	105,102
合計	202,662	158,133	152,929	144,183	181,787	199,396

備考：「その他」は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、焼却灰・飛灰のセメント原料化、溶融スラグ等である。

※１２　ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設

※１３　ガス化溶融施設などで廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。ＪＩＳ規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等として利用可能

ウ．リサイクル率の推移

本県のリサイクル率は、令和４(2022)年度（23.5%）までは減少傾向にありましたが、令和５(2023)年度以降、一部市町村において事業者資源化量等が新たに計上されたことにより、令和６(2024)年度のリサイクル率は31.8%に達しています。

この結果、令和６(2024)年度における本県のリサイクル率（31.8%）は、全国平均（19.3%）を12.5ポイント上回り、全国第１位となっています。なお、第２位は鳥取県（28.1%）、第３位は東京都（25.1%）です。

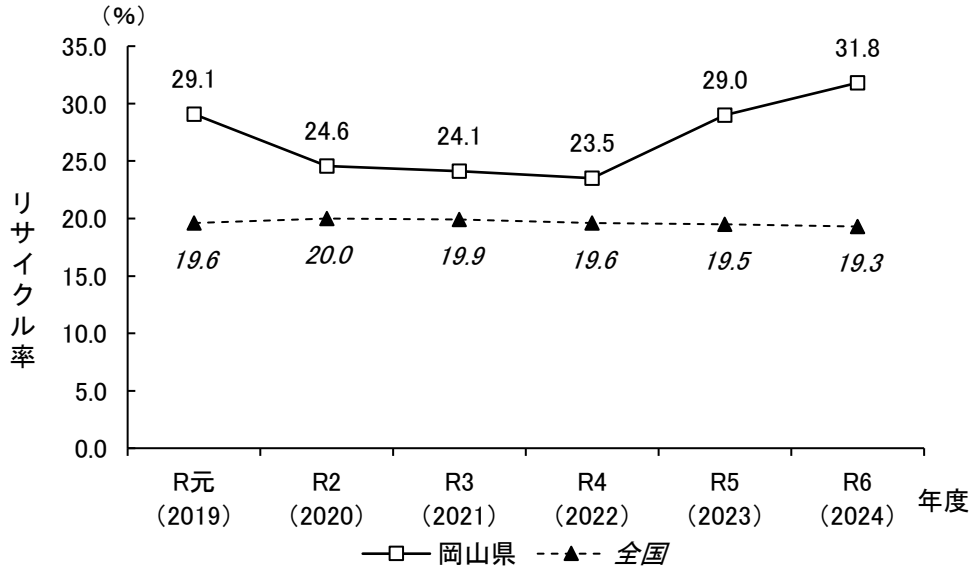

備考:リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

図 2-1-6　リサイクル率の推移

コラム：資源回収拠点を活用した古紙リサイクル

県内の複数自治体では、民間企業と連携し、資源回収拠点を設置しています。この拠点では、段ボールや新聞、雑誌などの古紙を回収しており、住民が日常生活の中で資源回収に参加しやすい環境づくりが進められています。



古紙回収ステーションの設置例

出典：美咲町ホームページ

③ 最終処分の状況

ア. 最終処分量の推移

最終処分量は減少傾向にあり、令和６(2024)年度においては約23千ｔとなっています。

令和６(2024)年度の最終処分量の内訳は、直接最終処分量が約３千ｔ（最終処分量の12.9%）、焼却残渣が約15千ｔ（同62.2%）、処理残渣が約６千ｔ（同24.9%）となっています。

令和６(2024)年度の最終処分量を１日当たりに換算すると、63.8ｔ/日となっています。

表 2-1-5　最終処分量の推移

項目＼年度		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
直接最終処分量	(t/年)	4,248	3,792	3,125	3,223	2,708	3,001
焼却残渣埋立量	(t/年)	18,573	16,833	16,696	15,908	14,902	14,500
処理残渣埋立量	(t/年)	7,530	7,606	7,632	6,478	6,175	5,804
合計	(t/年)	30,351	28,231	27,453	25,609	23,785	23,305
	(t/日)	82.9	77.3	75.2	70.2	65.0	63.8
	(g/人・日)	43.6	40.8	40.0	37.6	35.1	34.8

備考:処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

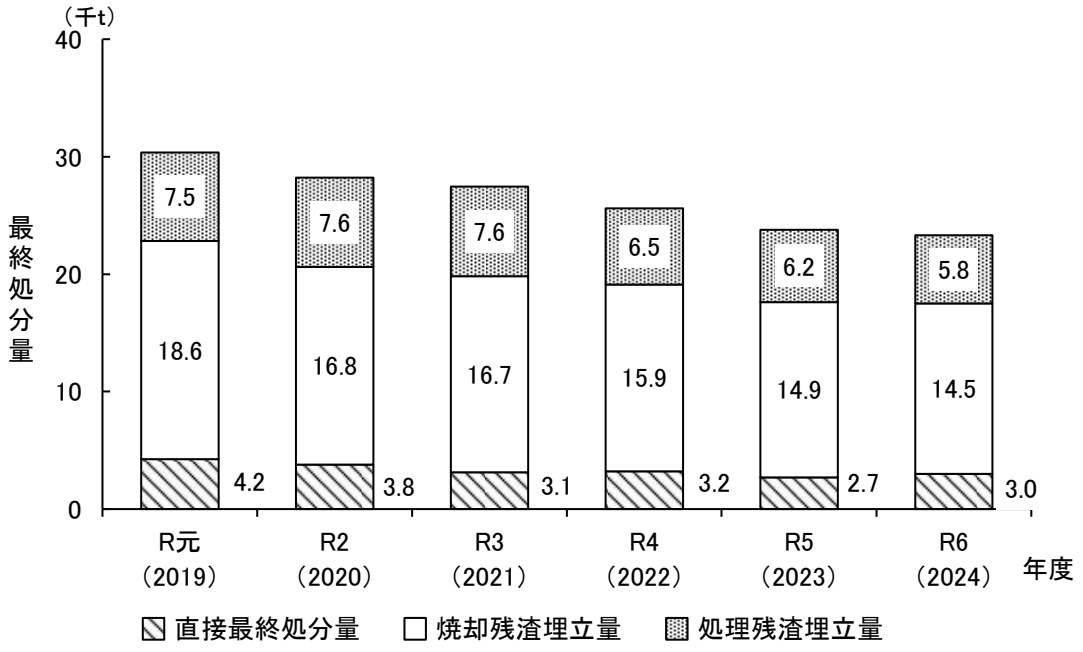

図 2-1-7　最終処分量の推移

イ．１人１日当たり最終処分量の推移

１人１日当たり最終処分量は減少傾向にあり、令和６(2024)年度においては34.8gとなっています。

また、近年は全国平均を下回っている状況が継続しており、令和６(2024)年度は全国値（67.2g）を32.4g下回っています。

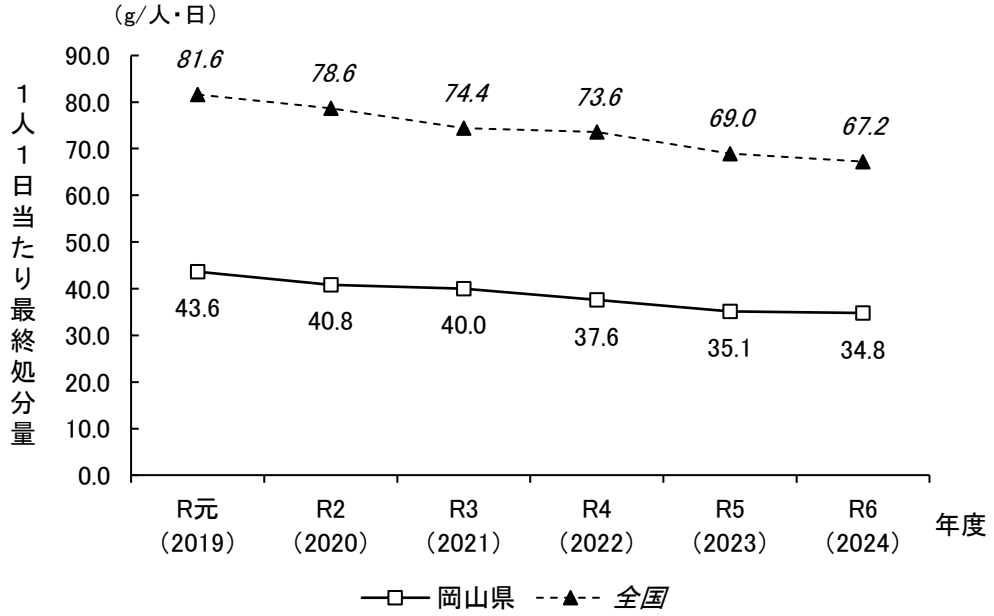

図 2-1-8　１人１日当たり最終処分量の推移

（３）ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は令和7(2025)年度末現在、18施設で合計2,441ｔ/日の処理能力を有しています。

表 2-1-6　ごみ焼却施設の設置状況

	施設数					合計処理能力（t/日）
	施設規模(t/日)				合計	
	10未満	10以上100未満	100以上300未満	300以上		
令和7(2025)年度末	0 (0.0%)	10 (55.6%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)	18 (100.0%)	2,441

備考:カッコ内は合計施設数に対する割合

なお、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20～30年程度とされていますが、近年は長寿命化対策の進展により、全国的に30年を超えて稼働する施設も増加傾向にあります。

表 2-1-7　稼働年数別のごみ焼却施設の状況

項目＼稼働年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	合計
施設数	1 (5.6%)	1 (5.6%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100.0%)
合計処理能力（t/日）	300 (12.3%)	10 (0.4%)	206 (8.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,072 (43.9%)	853 (34.9%)	2,441 (100.0%)

備考：1）稼働年数は令和7(2025)年度末現在
　　2）カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

② 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

令和７(2025)年度末現在、粗大ごみ処理施設は９施設で計266ｔ/日、資源化施設は10施設で計149.65ｔ/日の処理能力を有しており、19施設の合計で415.65　ｔ/日の処理能力を有しています。

③ 最終処分場

一般廃棄物最終処分場※14は、令和７(2025)年度末現在、17施設が整備されており、埋立面積は約263千m^2、全体容量は約2,032千m^3です。残余容量は約812千m^3となっています。

（４）ごみ処理経費の状況

ごみ１ｔ当たりの処理経費（施設改良費等を除く。）をみると、近年、全国値が上昇を続ける一方で、本県においては令和４(2022)年度以降、概ね横ばい状態で推移しています。令和６(2024)年度の本県のごみ処理経費は、ごみ１ｔ当たり41,300円であり、全国値（48,400円）を7,100円下回る水準となっています。

※14　一般廃棄物を焼却や破砕などの中間処理した後に生じる焼却灰や再資源化できない残さを、最終的に埋め立てて処分する施設で、周辺環境への影響を防ぐための遮水設備や排水処理設備などを備えている。

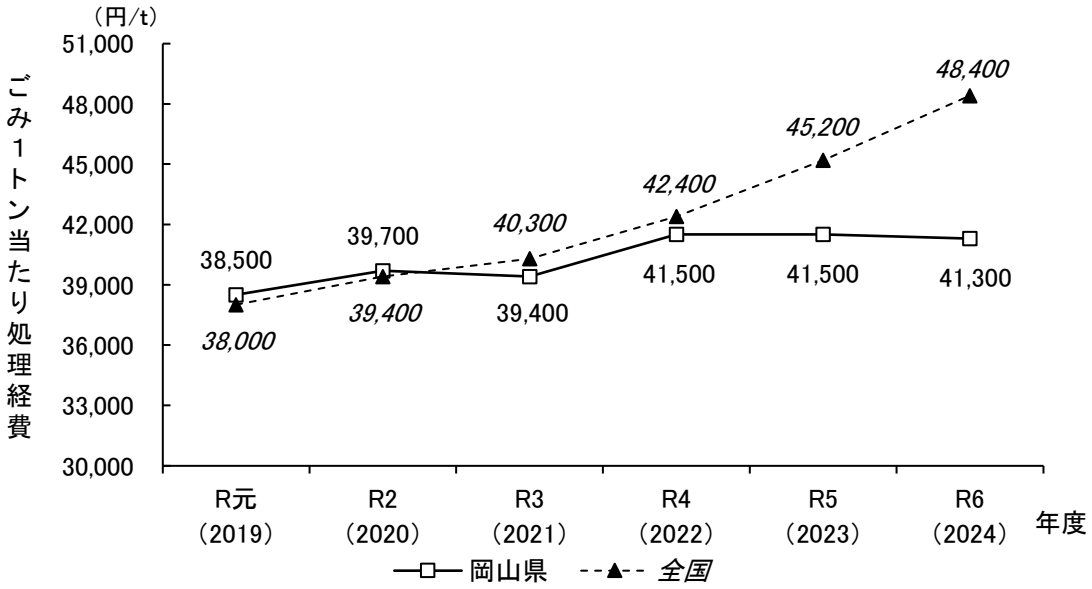

備考：1）ごみ1トン当たりの処理経費（円/t）＝処理及び維持管理費÷（計画収集量＋直接搬入量）
2）処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 2-1-9　ごみ処理経費の推移

コラム：生ごみ等の資源化と地域循環の取組

真庭市では、市町村合併を機に、３ 施設あった焼却施設を 1 施設に集約するため、生ごみの資源化に積極的に取り組んでいます。市内全域で収集した生ごみは、農業用の液体肥料として活用するために、『液肥化』されています。液肥の利用については、市民が無料で利用できる「バイオ液肥スタンド」を整備するとともに、農家向けには利用者を募集し、利用者協議会で配分を決定する仕組みを設けています。また、家庭には生ごみ分別用の水切りバケツを配布し、地区には 24 時間排出可能な収集容器を設置するなど、市民が参加しやすい仕組みも整えられています。





バイオ液肥スタンドと利用方法パンフレット
出典：真庭市農業ポータルサイト

その他にも庁内の観光部署と連携し、市内で進められている資源循環の取組を巡る『バイオマスツアー』を企画しています。森林資源を活用した発電、家庭から出る生ごみの資源化、地産エネルギーを活用する施設などを見学することで、真庭市が進める循環型のまちづくりを現場で学ぶことができます。



バイオマスツアーパンフレット
出典：真庭観光 WEB

２．第５次計画の目標の達成状況

（１）第５次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第５次計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況について、令和６(2024)年度実績を用いて評価します。

実績は以下のとおりで、いずれも概ね達成しており、このままの状況で推移すると目標の達成が見込まれます。

表 2-1-8　第５次計画の目標値と現状

		第5次計画		現状	達成状況※2
		R元実績	R7目標値	R6実績	
ごみ総排出量	(t/日)	1,905.2	ー	1,715.4	ー
	(g/人・日)	1,002.3	935	935.5	△
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	512.1	477	450.1	○
最終処分量	(t/日)	82.9	64.1	63.8	○
	(g/人・日)	43.6	ー	34.8	ー
リサイクル率※1	(%)	19.6 (29.1)	23.1	23.5 (31.8)	○

※1 リサイクル率は、第5次計画の目標値を参考に、倉敷市のガス化溶融分を除いた値を示す。
()内は、ガス化溶融分を含めた値を示す。

※2 表中の“○”は目標を達成していることを示す。
“△”は目標を概ね達成していることを示す。
“ー”は目標が設定されていない項目を示す。

備考）網掛け部分は目標値である。

３．ごみ処理に関する課題

（１）サーキュラーエコノミーへの移行の推進

第５次計画に基づく取組により、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進など、循環型社会の形成に向けた取組は着実に進展しています。一方で、世界的な資源需要の増加や資源価格の変動、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展などを背景として、資源を効率的かつ循環的に利用するサーキュラーエコノミーへの移行が求められています。

このため、これまでの３Ｒの取組を更に推進するとともに、製品の長寿命化や再使用の促進、地域内での資源循環の高度化などを進めることにより、資源の有効利用と環境負荷の低減を両立した持続可能な社会の実現を目指していくことが必要です。

（２）ごみ処理施設の計画的な整備

適正なごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくためには、ごみ処理施設の計画的な整備・更新を進めることが必要です。特に、老朽化が進行する施設については、長寿命化や更新を計画的に進めるとともに、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化など将来のごみ処理等を見据えた施設整備を行うことが重要です。

また、ごみ処理施設には、廃棄物の適正処理に加え、ごみ発電や熱利用等によるエネルギー回収の高効率化を図り、脱炭素社会の実現に貢献することが求められています。さらに、災害時のエネルギー供給拠点としての機能の確保や、地域資源・エネルギーの循環利用を促進する地域循環共生圏※15の形成など、多様な役割を担う施設として整備を進めていくことが重要です。

※15 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方

（３）持続可能で効率的な一般廃棄物処理体制の確保

人口減少の進行に伴い、ごみ処理量の減少が見込まれる一方、ごみ処理施設の老朽化への対応や技術職員の確保・育成など、一般廃棄物処理を取り巻く課題は多様化しています。また、近年の資材価格や人件費の上昇に加え、施設の整備・更新及び維持管理に要する費用の増加により、全国的にごみ処理経費は増加傾向にあります。

このため、限られた財源や人材の下においても安定的かつ効率的な処理体制を維持できるよう、ごみ処理の広域化・集約化や施設の効率的な運営について検討を進めるとともに、市町村間の連携強化等により、将来にわたり持続可能な一般廃棄物処理体制を構築していくことが必要です。

（４）災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のために迅速な災害廃棄物の処理が必要となります。

本県では平成28(2016)年３月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、平成30年７月豪雨の経験で明らかになった課題等を踏まえ、令和２(2020)年３月に同計画の見直し（改訂）を行いました。また、市町村における災害廃棄物処理計画※16を県内すべての市町村で策定し、県・市町村合同の災害廃棄物処理図上訓練をはじめとした実践的な処理対応能力の向上や体制強化を図っています。今後、災害廃棄物処理計画の改訂支援等を進めるなど、災害への備えのさらなる充実が必要です。

４．し尿処理

（１）処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移しており、単独処理浄化槽人口、計画収集人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、令和６(2024)年度は91.7%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 2-1-9　処理形態別人口の推移

（単位:人）

項目＼年度		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総人口		1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434	1,833,782
水洗化人口	公共下水道人口	1,170,375	1,179,474	1,188,509	1,193,445	1,196,535	1,199,174
	集落排水施設等人口	－	－	32,729	32,016	31,516	30,072
	合併処理浄化槽人口	358,609	362,362	327,859	325,391	324,944	322,859
	単独処理浄化槽人口	180,876	166,901	150,846	142,092	133,388	129,193
	その他浄化槽人口	－	－	15	15	18	18
非水洗化人口	計画収集人口	181,485	175,639	171,455	163,842	153,136	150,792
	自家処理人口	9,476	8,307	8,998	9,794	10,897	1,674
水洗化率(%)		90.0	90.3	90.4	90.7	91.1	91.7

備考:1)水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100
2)実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」による。集落排水施設等人口及びその他浄化槽人口は、R3から個別集計が開始されたため、R2以前を「－」としている。

※16 自治体が被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援自治体となることも想定し、必要となる事項を計画としてとりまとめた、各都道府県及び市町村が定める計画

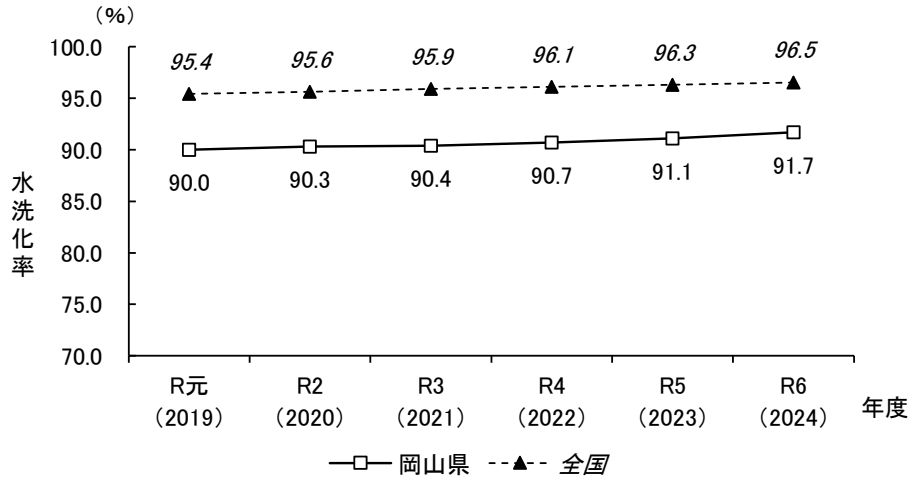

図 2-1-10　水洗化率の推移

（２）し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、概ね減少傾向で推移しており、令和６(2024)年度では約538千kLとなっています。

処理量全体に占める割合でみると、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しています。

表 2-1-10　し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

（単位:kL/年）

項目＼年度		R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
処理量		570,465	567,940	561,914	558,897	546,066	538,117
	し尿	161,702	157,900	154,135	147,000	144,422	139,449
	浄化槽汚泥	408,763	410,040	407,779	411,897	401,644	398,668

令和６(2024)年度における処理状況は、処理量全体の93.5%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 2-1-11　し尿・浄化槽汚泥の処理状況（令和６(2024)年度）

項目＼処理	し尿処理施設（kL）	下水道投入（kL）	合計（kL）
し尿	135,721	3,728	139,449
浄化槽汚泥	367,254	31,414	398,668
合計	502,975	35,142	538,117
構成比	93.5%	6.5%	100.0%

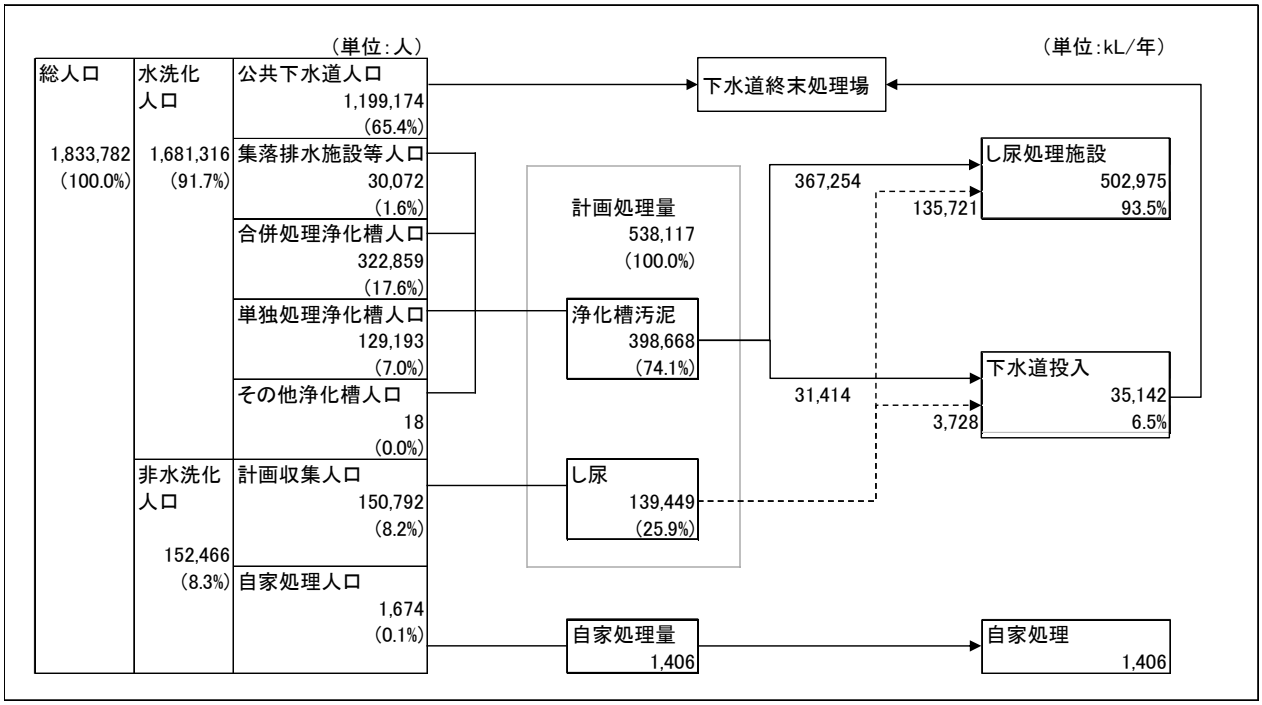

図 2-1-11　し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（令和６(2024)年度）

（３）し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は令和７(2025)年度末現在、20施設で合計2,105kL/日の処理能力を有しています。また、し尿処理施設の耐用年数は一般に20～30年程度とされていますが、近年は長寿命化対策の進展により、全国的に30年を超えて稼働する施設も増加傾向にあります。

表 2-1-12　稼働年数別のし尿処理施設の状況

項目＼稼働年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上40年未満	40年以上	合計
施設数	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	6 (30.0%)	20 (100.0%)
合計処理能力（kL/日）	262 (12.4%)	470 (22.3%)	77 (3.7%)	90 (4.3%)	72 (3.4%)	180 (8.5%)	142 (6.7%)	228 (10.8%)	584 (27.7%)	2,105 (100.0%)

備考：1）稼働年数は令和7(2025)年度末現在
2）カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

（４）し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥１kL当たりの処理経費（施設改良費等を除く。）を経年的にみると、近年は増加傾向で推移しています。令和６(2024)年度の本県のし尿処理経費は、1kL当たり7,100円と全国値（9,510円）に比べて低い経費となっています。

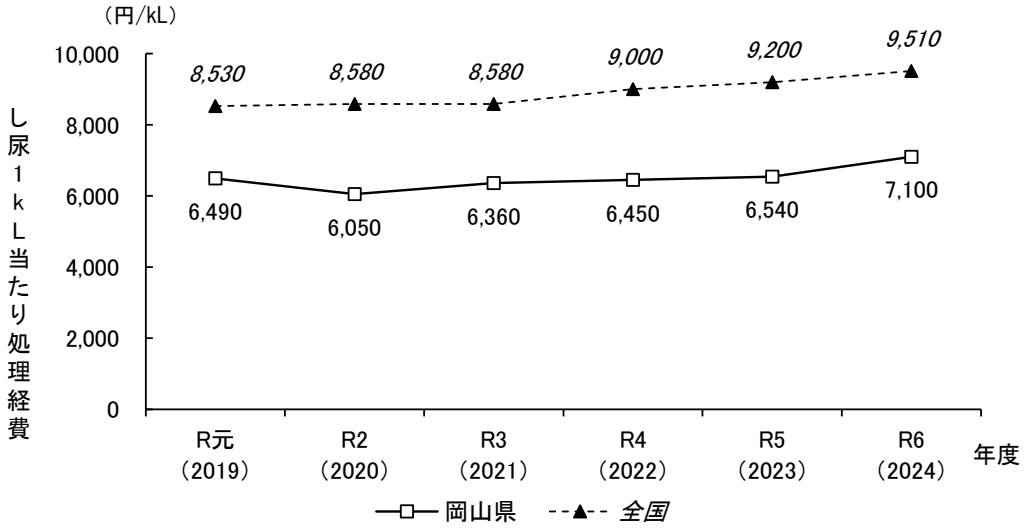

備考：1）し尿1kL当たりの処理経費（円/kL）＝処理及び維持管理費÷し尿処理量（し尿＋浄化槽汚泥）
2）処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計
3）県内の一部市町村の実績値の見直しを行ったことに伴い、全国の処理経費も同様の修正を行ったため、「一般廃棄物処理実態調査結果」とは必ずしも一致していない。

図 2-1-12　し尿処理経費の推移

（５）し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

水洗化率は着実に向上していますが、さらなる生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽※17の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽※18については、合併処理浄化槽への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が20年を経過している施設が全20施設中13施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

※17　し尿（水洗トイレ）と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

※18　し尿（水洗トイレ）だけを処理する浄化槽。合併処理浄化槽と比較し性能が劣る上、生活雑排水（台所・洗濯・風呂からの排水）を処理できないことから、平成 13(2001)年度以降は新設が原則として禁止され、既に設置されているものの使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされた。

５．海ごみ

（１）現状と課題

本県が面する瀬戸内海は、本州、四国及び九州に囲まれた閉鎖海域であり、外洋との海水交換が少ないことから、陸域から流入したごみが滞留しやすい海域です。このため、海ごみ問題は私たちの日常生活や事業活動と密接に関わる身近な問題です。

本県が令和７(2025)年度に実施した県内100地点の海岸漂着物調査では、県内の海岸漂着物総量は重量で約434.9ｔ、容積で約3,127立方メートルと推計しています。また、環境省等の調査では、水島灘や牛窓沖において、ごみが多いことが示されているほか、県内海域には約200ｔの回収可能な海底ごみが堆積していると推計されています。

さらに、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック※19による生態系への影響が懸念される中、国際的にも海洋プラスチック汚染の削減に向けた取組※20が進められています。

このため、本県においても、海ごみの発生抑制を基本としながら、漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみの回収・処理を進めるとともに、海洋プラスチックごみ対策を含めた総合的な取組を推進していくことが課題となっています。

（２）取組状況

本県では、平成28(2016)年3月に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」や海ごみ削減キャンペーン等※21を通じて、県民や事業者と協働した海ごみ対策を推進しています。

なお、これまでの海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収実績は、以下のとおりです。

表 2-1-13　海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収実績

（単位：kg/年）

ごみの種類		R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
海ごみ	漂着ごみ	46,435	50,440	31,630
	漂流ごみ	17,269	20,967	16,043
	海底ごみ	15,130	14,222	42,295
その他（街中ごみ、河川ごみなど）		14,110	17,325	22,386
合計		92,944	102,954	112,354

備考：令和5年度については、海ごみ削減キャンペーン実施前であるため参考値

※19　ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm 以下まで細かくなったもののことで、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

※20　令和元(2019)年のG20 大阪サミットにおいて、「令和 32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする」ことを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。その後、令和５(2023)年のＧ７広島サミットでは、令和 22(2040)年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするとの目標が示されるなど、海洋プラスチック汚染の削減に向けた国際的な取組が進められている。

※21　「おかやまゴミ退治大作戦」など県内各地で実施されている海ごみ対策の活動（キャンペーン対象事業）のこと

第２節　産業廃棄物

１．産業廃棄物の排出量

産業廃棄物※22の排出量（農業を除く）は、令和元(2019)年度をピークに、その後は概ね横ばいで推移しています。令和 6(2024)年度は 5,627 千ｔで、第 5 次計画の基準年度である令和元(2019)年度（6,913 千ｔ）と比べると、約 1,286 千ｔ（18.6%）の減少となっています。

※産業廃棄物に関する千ｔ表示及び構成比（%）の数値は、四捨五入の関係で総数と個々の合計とは一致しない場合があります。

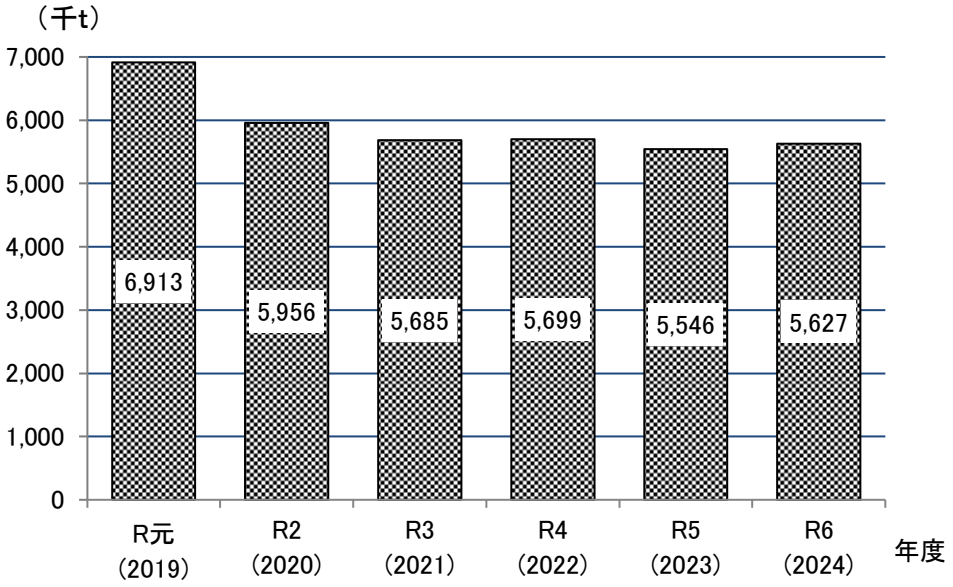

備考：令和2(2020)～5(2023)年度は簡易調査

図 2-2-1　産業廃棄物排出量の推移

（１）種類別排出量

令和6(2024)年度の排出量を種類別にみると、汚泥が3,063千ｔ（排出量の54.4%）で最も多く、次いでがれき類が642千ｔ（同11.4%）、鉱さいが628千ｔ（同11.2%）、ばいじんが523千ｔ（同9.3%）、木くずが144千ｔ（同2.6%）、廃プラスチック類が133千ｔ（同2.4%）等となっており、この６種類で全体の91.2%を占めています。

令和元(2019)年度と比べると、主な種類は減少しており、鉱さい、廃プラスチック類、がれき類、木くずの順で減少率が高くなっています。

※22 事業活動に伴って発生する廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック類など）

表 2-2-1　種類別排出量の比較

（単位：千t/年）

種類＼年度	R元(2019)		R6(2024)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
合　　計	6,913	100.0	5,627	100.0	−18.6
汚　　泥	3,102	44.9	3,063	54.4	−1.3
が れ き 類	767	11.1	642	11.4	−16.3
鉱　さ　い	1,630	23.6	628	11.2	−61.5
ば い じ ん	534	7.7	523	9.3	−2.1
木　く　ず	166	2.4	144	2.6	−13.7
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	219	3.2	133	2.4	−39.2
そ　の　他	495	7.2	495	8.8	0.0

（２）業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が3,056千ｔ（排出量の54.3%）で最も多く、次いで電気・水道業が1,682千ｔ（同29.9%）、建設業が798千ｔ（同14.2%）、卸・小売業が29千ｔ（同0.5%）等となっており、この４業種で全体の98.9%を占めています。

排出量の多い上位３業種について、令和元(2019)年度と比べると、製造業、建設業は減少、電気・水道業は増加しています。

表 2-2-2　業種別排出量の比較

（単位：千t/年）

業種＼年度	R元(2019)		R6(2024)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
合　　計	6,913	100.0	5,627	100.0	−18.6
製　造　業	4,428	64.1	3,056	54.3	−31.0
電 気 ・ 水 道 業	1,590	23.0	1,682	29.9	5.8
建　設　業	809	11.7	798	14.2	−1.2
卸 ・ 小 売 業	28	0.4	29	0.5	3.4
そ　の　他	59	0.8	61	1.1	4.4

２．処理の現状

県内で生じた産業廃棄物の排出量5,627千ｔのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は2,299千ｔ（排出量の40.9%）、再生利用量は1,164千ｔ（同20.7%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は2,164千ｔ（同38.5%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,163千ｔ）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が345千ｔ（委託処理量の15.9%）、再生利用量が1,548千ｔ（同71.5%）、最終処分量が271千ｔ（同12.5%）となっています。

産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量5,627千ｔは、脱水や焼却等の中間処理によって2,644千ｔ（排出量の47.0%）が減量化されており、2,712千ｔ（同48.2%）が再生利用、272千ｔ（同4.8%）が埋立てによる最終処分となっています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況については、排出量145千ｔは42千ｔ（排出量の28.7%）が減量化され、100千ｔ（同68.5%）が再生利用、4千ｔ（同2.8%）が最終処分されています。

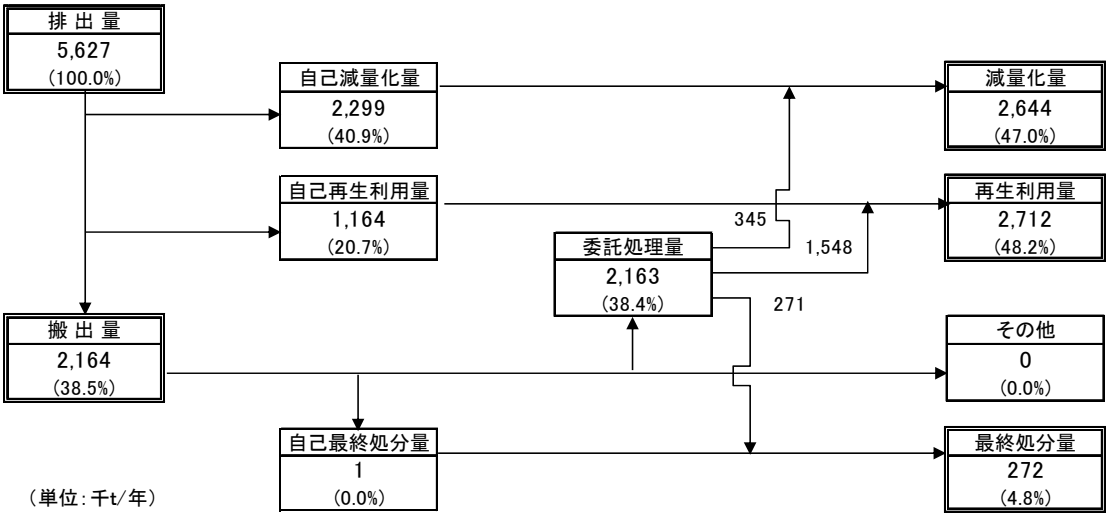

図 2-2-2　産業廃棄物の排出及び処理状況の概要（令和6(2024)年度）

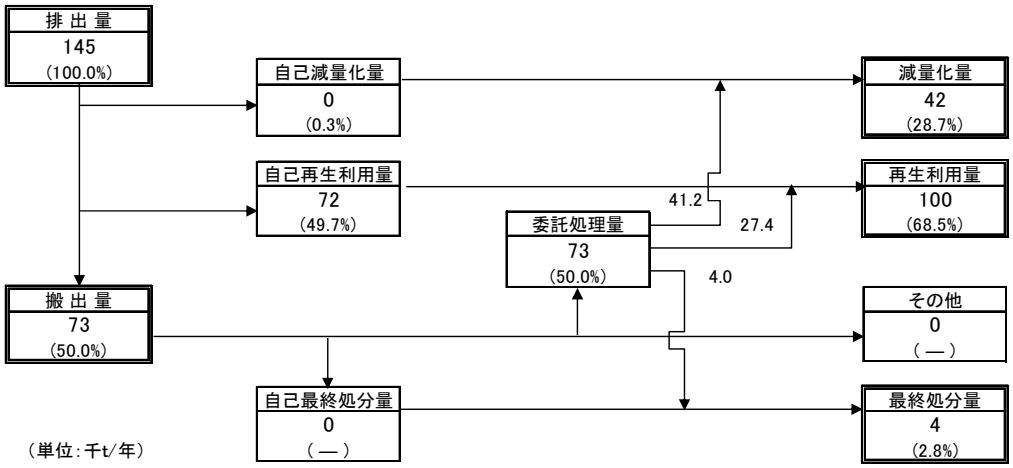

図 2-2-3　特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要（令和6(2024)年度）

（１）中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で2,644千ｔ、これを種類別にみると、汚泥が2,460千ｔ（減量化量の93.0%）で大部分を占めており、以下、廃アルカリが41千ｔ（同1.6%）、廃酸及び廃油が34千ｔ（同1.3%）、廃プラスチック類が30千ｔ（同1.2%）等となっています。

業種別にみると、電気・水道業が1,550千ｔ（同58.6%）で最も多く、次いで、製造業が1,040千ｔ（同39.3%）等となっています。

表 2-2-3　減量化量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	R元(2019)		R6(2024)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
減　量　化　量	2,683	100.0	2,644	100.0	−1.4
自己減量化量	2,186	81.5	2,299	87.0	5.2
委託減量化量	497	18.5	345	13.0	−30.6

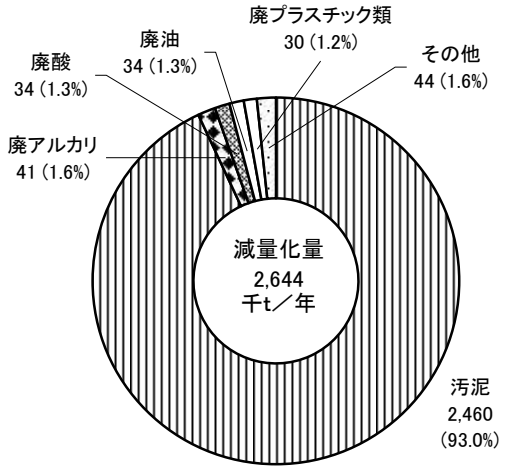

図 2-2-4　種類別減量化量

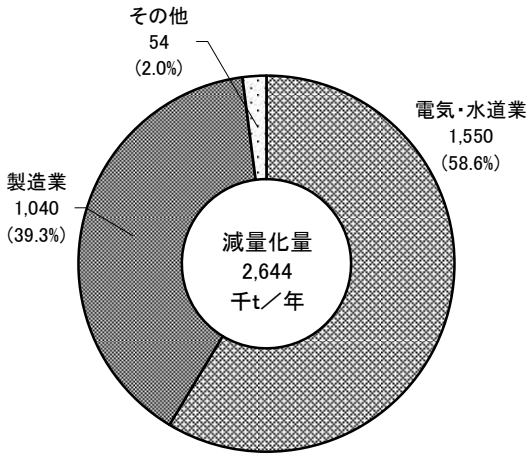

図 2-2-5　業種別減量化量

（２）再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で2,712千ｔ、これを種類別にみると、がれき類が608千ｔ（再生利用量の22.4%）で最も多く、次いで鉱さいが557千ｔ（同20.6%）、汚泥が488千ｔ（同18.0%）、ばいじんが472千ｔ（同17.4%）、木くずが118千ｔ（同4.3%）、燃え殻が92千ｔ（同3.4%）、廃プラスチック類が86千ｔ（同3.2%）等となっています。

業種別でみると、製造業が1,808千ｔ（同66.7%）で最も多く、次いで建設業が720千ｔ（同26.6%）、電気・水道業が125千ｔ（同4.6%）となっています。

表 2-2-4　再生利用量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	R元(2019)		R6(2024)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
再生利用量	3,955	100.0	2,712	100.0	−31.4
自己再生利用量	2,159	54.6	1,164	42.9	−46.1
委託再生利用量	1,796	45.4	1,548	57.1	−13.8

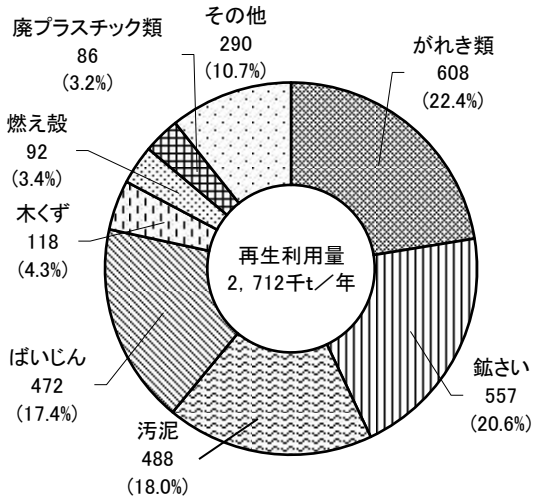

図 2-2-6　種類別再生利用量

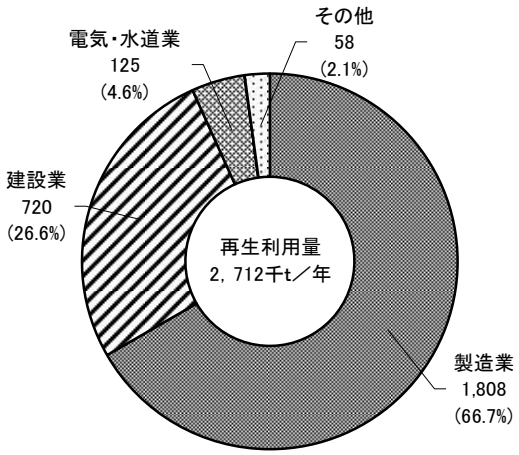

図 2-2-7　業種別再生利用量

（３）最終処分の現状

最終処分量は、県全体で272千ｔとなっています。

最終処分量を処理主体別でみると、委託最終処分量が271千ｔ（最終処分量の99.8%）であり、排出事業者による自己最終処分量は1千ｔ（同0.2%）となっています。

最終処分量を種類別にみると、汚泥が97千ｔ（最終処分量の35.8%）で最も多く、次いで鉱さいが68千ｔ（同25.1%）、がれき類が32千ｔ（同11.7%）、ガラス陶磁器くずが22千ｔ（同8.2%）、燃え殻が21千ｔ（同7.6%）、廃プラスチック類が13千ｔ（同4.8%）等となっています。また、業種別では、製造業が208千ｔ（同76.7%）で最も多く、次いで建設業が42千ｔ（同15.6%）、電気・水道業が7千ｔ（同2.6%）等となっています。

表 2-2-5　最終処分量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	R元(2019)		R6(2024)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
最終処分量	273	100.0	272	100.0	−0.4
自己最終処分量	0	0.0	1	0.2	0.0
委託最終処分量	273	100.0	271	99.8	−0.6

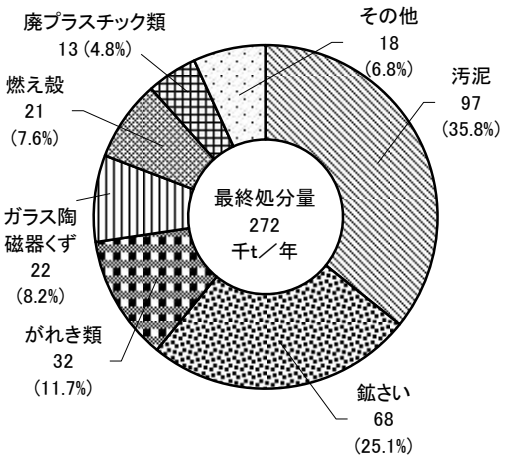

図 2-2-8　種類別最終処分量

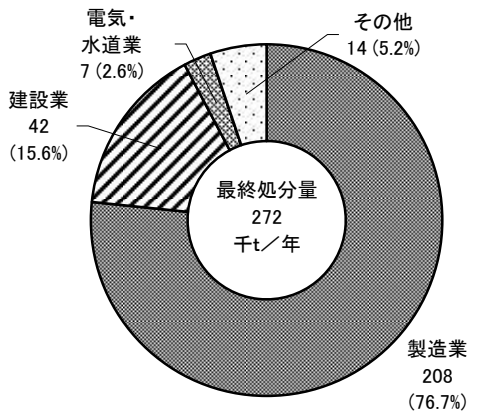

図 2-2-9　業種別最終処分量

３．産業廃棄物処理施設等の状況

（１）処理業者数の状況

令和６(2024)年度末現在の処理業の許可業者数（件数）は、県全体で5,507（産業廃棄物処理業：4,811、特別管理産業廃棄物処理業：696）となっています。

令和２(2020)年度以降の処理業者数の推移をみると、収集運搬業が増加しています。

表 2-2-6　産業廃棄物処理業者数の状況

（単位:件数）

区分＼年度			R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)		R6 (2024)	
産業廃棄物	収集運搬業		4,016	(330)	4,107	(331)	4,239	(336)	4,366	(335)	4,494	(343)
	処分業	中間処理	310	(175)	310	(176)	306	(172)	303	(172)	301	(171)
		最終処分	7	(4)	8	(5)	7	(4)	7	(4)	7	(4)
		中間処理・最終処分	7	(6)	7	(6)	9	(8)	9	(8)	9	(8)
	小　計		4,340	(515)	4,432	(518)	4,561	(520)	4,685	(519)	4,811	(526)
特別管理産業廃棄物	収集運搬業		589	(48)	599	(47)	619	(49)	644	(48)	675	(46)
	処分業	中間処理	16	(13)	16	(13)	16	(13)	16	(13)	17	(14)
		最終処分	3	(2)	3	(2)	3	(2)	2	(1)	2	(1)
		中間処理・最終処分	0	(0)	0	(0)	1	(1)	2	(2)	2	(2)
	小　計		608	(63)	618	(62)	639	(65)	664	(64)	696	(63)
合　計			4,948	(578)	5,050	(580)	5,200	(585)	5,349	(583)	5,507	(589)

備考:（ ）内は、岡山市及び倉敷市の許可件数(内数)を示す。

（２）処理施設の設置状況

令和６(2024)年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で473（中間処理施設：441、最終処分場：32）となっています。

処理施設の種類別では、木くず、がれき類の破砕施設が245で最も多く、以下、廃プラスチック類の破砕施設が49、汚泥の脱水施設が44、産業廃棄物の焼却施設が33等となっています。

令和２(2020)年度以降の施設数の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。

表 2-2-7　処理施設の設置状況

（単位：施設数）

施設の区分	施設の種類	R2年（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
中間処理施設	汚泥の脱水施設	45　(39)	43　(37)	42　(37)	42　(36)	44　(37)
	汚泥の乾燥施設	7　(3)	7　(3)	7　(3)	7　(3)	7　(3)
	汚泥の焼却施設	19　(15)	21　(17)	20　(16)	20　(16)	19　(16)
	廃油の油水分離施設	9　(7)	9　(7)	9　(7)	9　(7)	9　(7)
	廃油の焼却施設	14　(10)	15　(11)	15　(11)	15　(11)	14　(11)
	廃プラスチック類の破砕施設	44　(37)	48　(41)	49　(41)	49　(41)	49　(41)
	廃プラスチック類の焼却施設	15　(12)	17　(14)	16　(13)	16　(13)	16　(13)
	木くず、がれき類の破砕施設	248　(145)	255　(153)	259　(156)	251　(151)	245　(151)
	コンクリート固型化施設	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
	シアンの分解施設	2　(2)	2　(2)	2　(2)	2　(2)	2　(2)
	廃PCB等の焼却施設	4　(1)	3　(0)	3　(0)	3　(0)	3　(0)
	産業廃棄物の焼却施設	33　(27)	35　(29)	34　(28)	33　(27)	33　(28)
	小計	440　(298)	455　(314)	456　(314)	447　(307)	441　(309)
最終処分場	安定型最終処分場	18　(12)	17　(12)	17　(12)	17　(12)	17　(13)
	管理型最終処分場	14　(7)	15　(7)	15　(7)	15　(7)	15　(7)
	小計	32　(19)	32　(19)	32　(19)	32　(19)	32　(20)
合　　計		472　(317)	487　(333)	488　(333)	479　(326)	473　(329)

備考：(　)内は、岡山市及び倉敷市の施設数（内数）を示す。

（３）最終処分場の残余状況

県内における最終処分場の残余容量については、令和6(2024)年度末現在で4,512千m^{3}となっています。これを令和6(2024)年度の最終処分実績（県外発生の産業廃棄物を含む県内最終処分量の合計）をもとに県内の最終処分場の残余年数をみると約8.6年となります。

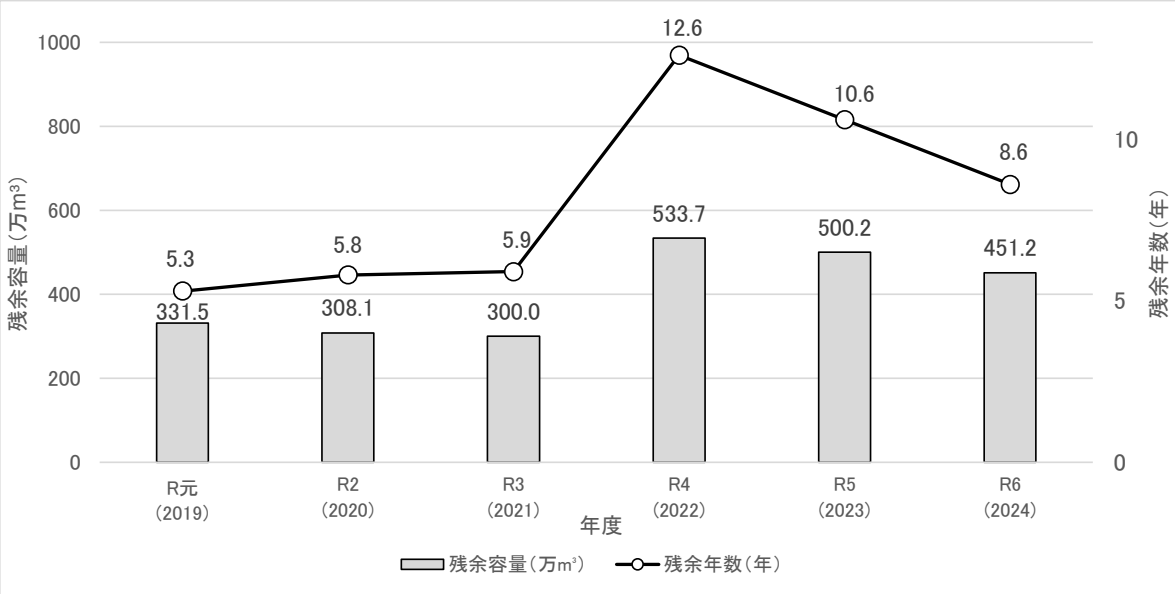

図 2-2-10　最終処分場の残余状況

なお、本県では、平成18(2006)年度に事業主体である公益財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場（公共関与臨海部新処分場）の整備を進め、平成21(2009)年４月から供用を開始しています。

表 2-2-8　公共関与臨海部新処分場の埋立進捗率

区分	処分場容量（千m^3） A	残余容量（千m^3） B	埋立進捗率(%) (A-B)/A
公共関与臨海部新処分場（第2処分場）	4,600	2,064	55

※令和8(2026)年3月時点。処分場容量は、令和4(2022)年度の変更許可により増加

４．不適正処理等への対応状況

（１）監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施しています。立入検査数は年間１万件前後で推移しており、令和6(2024)年度は県全体で10,416件の立入検査を実施しています。

（２）不法投棄等の防止対策

産業廃棄物監視指導員の配置、民間委託による夜間・休日の監視や上空からの監視、運搬車両の路上検査、不法投棄 110 番の運用等を通じて、不法投棄等の防止や早期発見・早期解決に努めています。

なお、不法投棄（10ｔ以上）の件数は、国の集計対象規模未満（10ｔ未満）のものも複数確認されており、随時対応しています。

表 2-2-9　産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
投棄件数	1	1	1	2	2
投棄量(t)	125	32	157	25	20

出典：環境省「不法投棄等の状況（令和6年度）の調査結果資料」

５．第５次計画の目標の達成状況

ここでは、第５次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、令和６(2024)年度実績を用いて評価します。

リサイクル率は現状で目標値を満足していますが、排出量、最終処分量は目標と概ね同程度かやや下回っています。社会情勢の変化による影響はあるものの、排出量、最終処分量はこのままの状況で推移すると目標の達成が見込まれます。

表 2-2-10　第５次計画の目標と現状

項目 ＼ 年度		第5次計画		現状	達成状況
		R元(2019)実績	R7(2025)目標値	R6(2024)実績	
排出量	（千t/年）	6,913	5,626	5,627	△
リサイクル率	%	57.2%	47.0%	48.2%	○
最終処分量	（千t/年）	273	271	272	△

備考：達成状況：“○”は目標達成、”△”は目標を概ね達成

６．産業廃棄物処理に関する課題

（１）最終処分量の一層の削減

排出量については、事業者の取組によるものだけでなく、地域の経済的な要因も影響しているものと推察されることから、今後の景気動向にも留意しつつ、引き続きリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）のいわゆる３Ｒを促進し、最終処分量の一層の削減に努める必要があります。

（２）排出事業者責任の徹底

排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の流れをマニフェストや実地確認等によって的確に把握し、適正な処理・循環的利用を確保する必要があります。

近年、不法投棄等の多くが建設系廃棄物となっており、元請業者や下請業者が、建設系廃棄物の発生から処理に至るまでの自らの責務を十分に認識し、意識的に適正処理に取り組む必要があります。

（３）優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者だけでなく、地域住民からも信頼され理解が得られる優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場を形成することが不可欠です。

処理業者は、優良産廃処理業者認定制度を活用するなど、自ら情報を積極的に公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得等を通じて、環境配慮の取組を強化する必要があります。

また、廃棄物処理法の改正（令和８(2026)年）により、いわゆる「スクラップヤード」への対応が求められています。

（４）産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物を削減したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物処理施設の確保は、県内の処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠です。

県内の最終処分場については、その残余年数が令和６(2024)年度末現在で8.6年と見込まれていますが、国全体としての残余年数20.3年（令和6年4月1日現在）より低い状況です。国の基本方針では17年分の維持を目標としていることから、引き続き最終処分量の削減を図るとともに、民間による整備の原則を堅持しつつ、これを補完する立場としての公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保についても検討が必要です。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法等に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

第３節　食品ロス

１．国の現状

国が発表した令和6(2024)年度の食品ロス量は461万ｔで、家庭系食品ロス量が224万ｔ、事業系食品ロス量が237万ｔとなっています。また、令和12(2030)年度当初目標（平成12(2000)年度比半減）を達成しています。

食品ロスの内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が96万ｔ、過剰除去が35万ｔ、食べ残しが93万ｔとなっており、事業系食品ロスは、食品製造業から110万ｔ、食品卸売業から9万ｔ、食品小売業から48万ｔ、外食産業から70万ｔ発生しています。

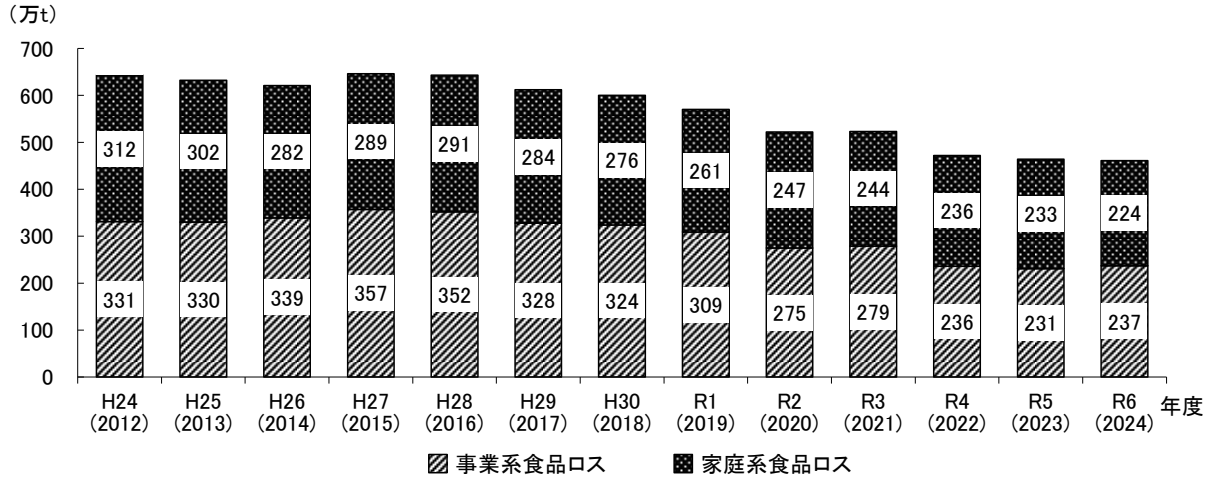

出典：環境省HP「我が国の食品ロスの発生量の推移等」

図 2-3-1　我が国の食品ロス量の推移（平成24(2012)～令和6(2024)年度）

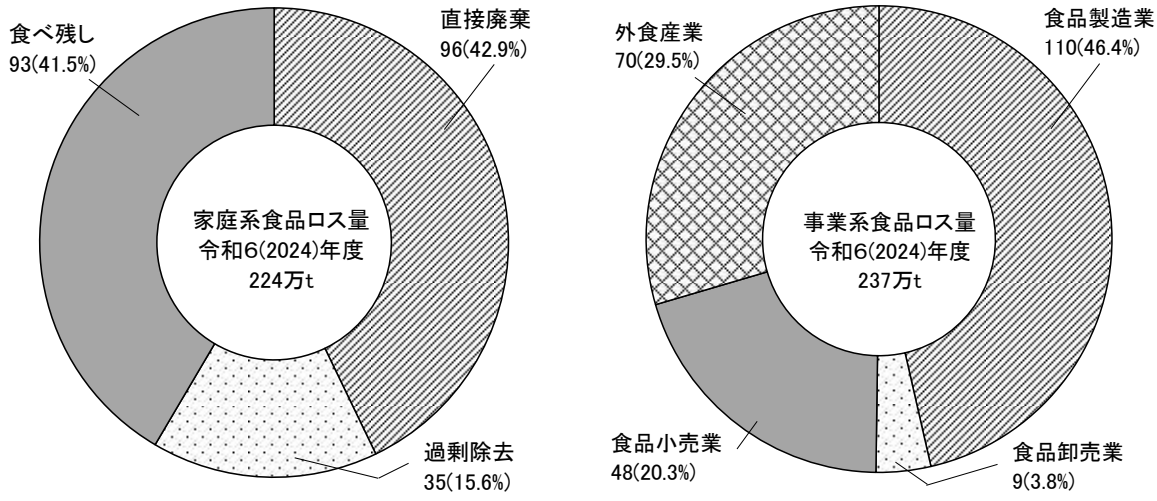

出典：環境省HP「我が国の食品ロスの発生量の推移等」

図 2-3-2　我が国の食品ロス量の内訳（令和6(2024)年度）

２．本県の現状

本県が推計した令和6(2024)年度の食品ロス量は6.5万ｔで、家庭系食品ロス量が3.2万ｔ、事業系食品ロス量が3.3万ｔと、事業系と家庭系がほぼ同程度となっています。また、岡山県民1人当たりに換算すると、1日約97g（家庭系食品ロスのみでは、約48g）となります。

内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が1.4万ｔ、過剰除去が0.5万ｔ、食べ残しが1.3万ｔとなっており、直接廃棄と食べ残しがほぼ同程度となっています。また、事業系食品ロスは、食品製造業から2.0万ｔ、食品卸売業から0.1万ｔ、食品小売業から0.7万ｔ、外食産業から0.6万ｔ発生しています。

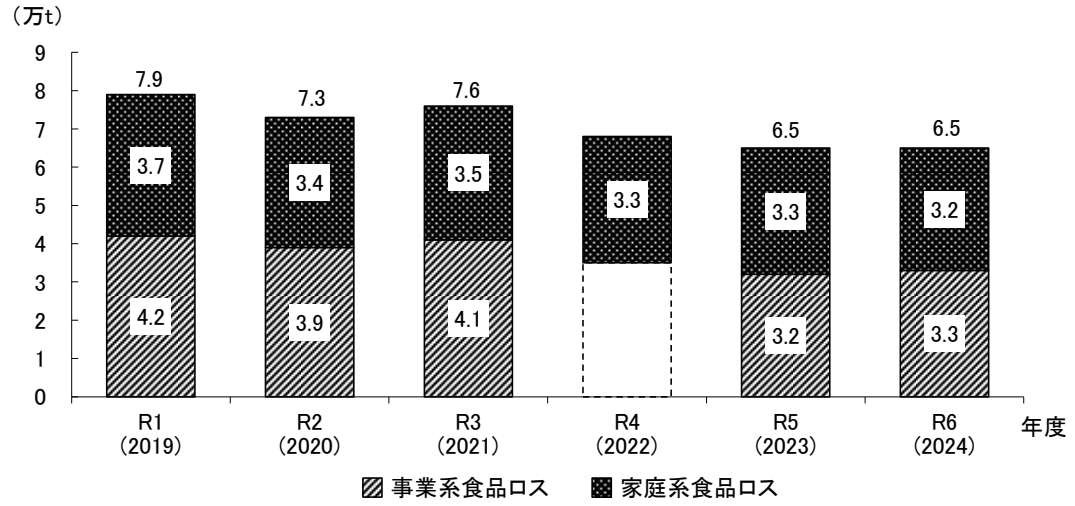

※令和4年度の事業系食品ロスは、必要データが揃っていないため未算出

図 2-3-3　県の食品ロス量の推移（令和元(2019)～令和6(2024)年度）

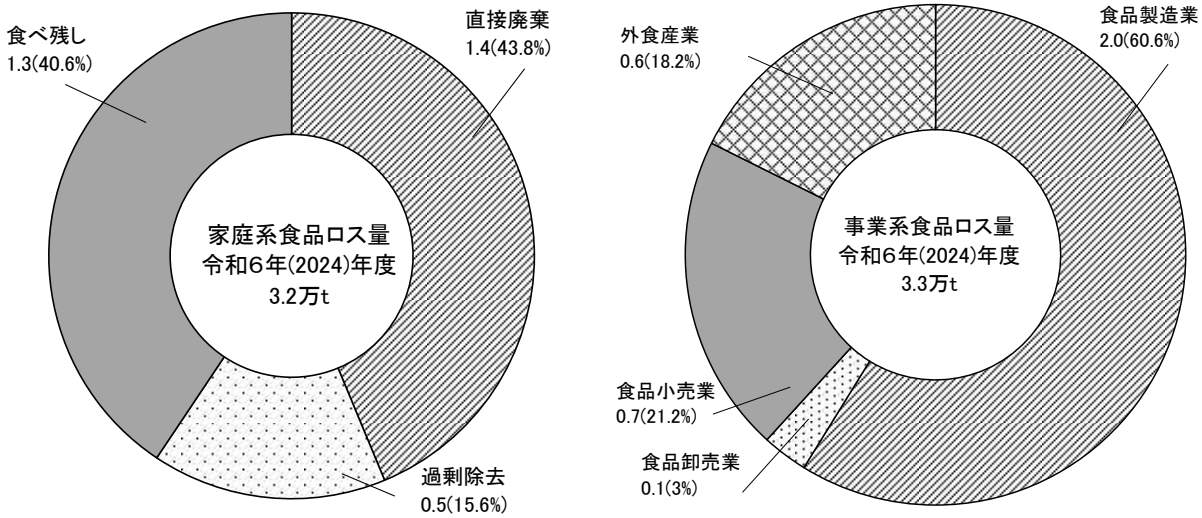

※四捨五入の関係で内訳の合計が一致しない場合がある。

図 2-3-4　県の食品ロス量とその内訳の推計（令和6(2024)年度）

食品ロスの推計方法

＜家庭系食品ロス＞

家庭系食品ロスは、国が公表している「岡山県の家庭系収集ごみ量（生活系ごみ収集量から粗大ごみの収集量を除いた値）」、「家庭系収集可燃ごみに占める食品廃棄物の割合」及び「食品廃棄物に占める食品ロスの割合」を用いて推計しています。

＜事業系食品ロス＞

事業系食品ロスは、岡山県の食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）のうち、「食品廃棄物等多量発生事業者*1」（以下「多量発生事業者」という。）と、「多量発生事業者以外の事業者」について、それぞれ算出しています*2。

多量発生事業者からの食品ロス量は、多量発生事業者の業種区分別の食品廃棄物量に、国が公表している業種区分別の食品廃棄物等の可食部割合を乗じて算出しています。

多量発生事業者以外の事業者からの食品ロス量は、経済センサスや国の公表データから、単位事業所当たりの食品ロス量を求め、岡山県の多量発生事業者以外の事業者の事業所数を乗じて算出しています。

*1　「食品廃棄物等多量発生事業者」

食品廃棄物等の前年度の発生量が100ｔ以上の食品関連事業者のことで、毎年度、主務大臣に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。報告値では、食品関連事業者ごとの食品廃棄物量が都道府県別に集計され、農林水産省HP上で公開されています。岡山県では、より正確な推計を行うため、食品関連事業者の業種区分別に食品廃棄物量を把握し、推計に用いています。

*2　令和元年度の事業系食品ロス量について

＊1に記載したとおり、岡山県では、食品ロス量を正確に推計するため、多量発生事業者の食品ロス量に用いる食品廃棄物量と可食部割合を、食品関連事業者別ではなく、食品関連事業者の業種区分別に把握することとしました。それに伴い、「第5次岡山県廃棄物処理計画」策定時に推計した令和元(2019)年度の事業系食品ロス量を計算しなおしています（「第5次岡山県廃棄物処理計画」における事業系食品ロス量は、9.2万ｔ）。なお、推計値が大きく変わった理由として、業種区分ごとに可食部割合が異なることが挙げられます。岡山県では、食品関連産業のうち食品製造業の「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」が占める量が多く、令和元年度は57.7万ｔでした。（食品製造業の食品廃棄物量：73.3万ｔ）。一方で、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」に含まれる可食部割合は0～0.1%と低く、ほとんどが食品ロスには含まれません。このように、食品関連事業者の業種区分によって可食部割合が異なることを踏まえ、令和元年度の事業系食品ロスは、食品関連事業者の業種区分別に改めて算出しなおしました。

３．食品ロスに関する課題

本県の食品ロス量は、令和元(2019)年度以降、概ね減少傾向にあります。家庭系食品ロスと事業系食品ロスは、ほぼ同程度であり、今後さらなる食品ロス削減に向けては、県民と事業者双方の取組が必要といえます。

事業系食品ロスについては、全国の発生割合と比較すると、食品製造業から排出される割合が高くなっています。国の調査によると、食品製造業から発生する食品ロスは、約6割が製造工程で発生しています。また、食品ロスになった理由として、食品製造業では「製造工程における原材料端材の発生」、食品卸売業では「返品や不良品の発生」、食品小売業では「販売期限切れの商品の発生」、外食産業では「客の食べ残しの発生」が挙げられています。このことから、食品ロス削減には、販売には適さないがまだ食べられる食品の有効活用や、外食における食べ残しの回避といった対策が必要と考えられます。

また、家庭系食品ロスの削減に向けては、食べきれない量の食品を買わない、食べ残しを減らす等、食品ロスの発生抑制について情報提供等を行う必要があります。

第３章　基本理念及び基本方針

第１節　計画の基本理念

１．基本理念

本計画は、岡山県環境基本計画（エコビジョン２０４０）に示された目指す姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで豊かな岡山を次世代へ～」を実現するため、基本目標の一つにある「循環型社会の形成」を着実に進めるためのものです。

本計画の基本理念は、第５次計画から引き続き、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の２つを柱とします。

基本理念
■ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
■ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

２．持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への貢献

平成27(2015)年９月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標が掲げられました。この目標を、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」と呼び、この略称を「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」といいます。

本計画における取組も、持続可能な社会づくりの推進に直接的に寄与するものであり、各施策の展開を通じてＳＤＧｓの目標達成に貢献します。



図 3-1-1　本計画と関連する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

第２節　基本方針

計画の基本理念を実現するため、以下の６つを基本方針として掲げ、廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進します。

基本方針
（１）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進
（２）排出者の責務の徹底・強化
（３）廃棄物の適正処理体制の確立
（４）廃棄物情報の共有化と相互理解
（５）食品ロスの削減
（６）災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

（１）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

県民・事業者・行政が連携し、「3R＋Renewable※２３」の推進や不要品のリユース、再生品利用の拡大、バイオマス資源の有効活用等により、資源循環と脱炭素化を両立させます。あわせて、環境配慮型企業の育成や関連法令の活用などを通じて、地域産業の発展や地域循環共生圏の形成を目指します。

（２）排出者の責務の徹底・強化

県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、各種リサイクル制度の周知や環境マネジメントシステムの導入促進などを通じて、ごみを出さないライフスタイルへの転換と事業者による自主的な取組を促し、排出者の責務の徹底と強化を図ります。

（３）廃棄物の適正処理体制の確立

廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、不法投棄等の不適正処理の防止や海洋ごみ対策、減量・リサイクルの推進により、適正で環境負荷の少ない処理を推進します。あわせて、処理施設の広域化・集約化や長寿命化を進めるとともに、優良事業者の育成等を図ることで、将来にわたり持続可能で安定的な廃棄物処理体制を確立します。

（４）廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が正しい情報を共有するため、環境学習の充実や分かりやすい情報発信、普及啓発活動等を推進します。また、市町村による適切な処理システムの構築支援や関係者との丁寧な対話を進め、多様な主体の協働による情報の共有化と相互理解を深めます。

（５）食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けて、教育機関等と連携した普及啓発により県民一人ひとりの主体的な

※２３　「再生可能な」という意味で、行動としては「再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること」を指す。

行動を促すとともに、食品関連事業者における発生抑制の取組やフードバンク活動の支援等を進めます。これらを通じて資源循環の促進や地域福祉の向上を図り、県民・事業者・行政が連携した持続可能な社会の実現を目指します。

（６）災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

地震・津波や豪雨をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理が行えるよう、処理計画の策定や施設の耐震化・浸水対策等の強靱化を進めます。さらに、市町村間や関係団体、中国ブロック等の県域を越えた広域連携を強化することで、大規模災害時においても機能する適切な処理体制を構築します。

コラム：民間事業者と連携したリユース事業

県内の複数自治体は、民間事業者と協定を締結し、住民にとってリユースをしやすい環境を整備しています。

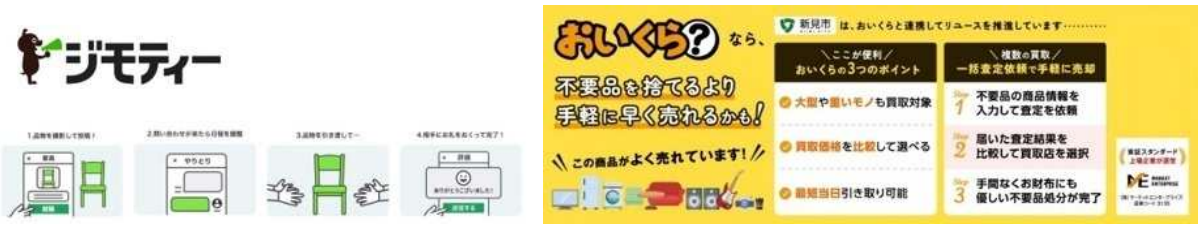

民間のプラットフォームの例　出典：新見市ホームページ

コラム：SNSを活用した啓発事業

津山市が地元テレビ局と連携し、ごみ減量啓発番組を制作しています。番組では、ごみの分別方法や資源化の取組などを分かりやすく紹介しており、制作した動画はYouTubeでも視聴することができます。



ごみ減量啓発番組の例　出典：津山市ホームページ

第４章　廃棄物の将来予測と目標

第１節　一般廃棄物

１．排出量の将来予測

本県における将来のごみ総排出量は、過去のごみ排出量の実績値の推移に基づくトレンド法※24により推計を行いました。

将来の結果は、次のとおりです。将来人口が減少する見込みであるため、令和12(2030)年度のごみ総排出量は令和６(2024)年度実績に比べて約48千ｔ減少する見込みです。

表 4-1-1　ごみ総排出量の将来予測結果

項目＼年度		実績					予測値
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)
人口	（人）	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434	1,833,782	1,756,228
生活系ごみ排出量	（千t/年）	418.8	413.1	396.2	375.9	379.2	340.0
	（g/人・日）	606.3	601.9	581.5	555.0	566.6	530.5
（うち、家庭系ごみ排出量）	（千t/年）	356.6	352.5	337.8	321.9	301.3	287.0
	（g/人・日）	516.2	513.6	495.8	475.2	450.1	447.7
事業系ごみ排出量	（千t/年）	224.1	220.5	216.1	249.1	246.9	238.4
	（g/人・日）	324.3	321.2	317.2	367.8	368.9	371.8
合計（ごみ総排出量）	（千t/年）	642.9	633.6	612.3	624.9	626.1	578.4
	（g/人・日）	930.6	923.1	898.7	922.8	935.5	902.3

備考：1）生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。
2）「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。
3）「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量（集団回収量含む。）を除いた量とした。
4）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

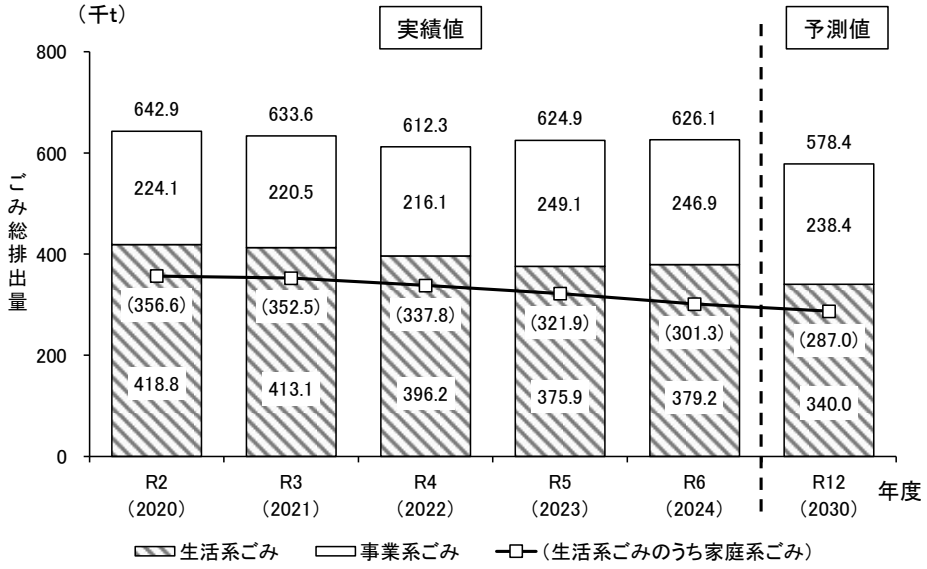

図 4-1-1　ごみ総排出量の将来予測結果

※24 時間の経過に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測方法

２．処理量の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の令和12(2030)年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 4-1-2　ごみ処理の将来予測

項目		年度	実績					予測値
			R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)
人口		（人）	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434	1,833,782	1,756,228
ごみ総処理量（ごみ処理量＋集団回収量）		（千t/年）	643.7	634.4	613.1	627.1	626.9	579.1
	うちごみ焼却量	（千t/年）	559.3	553.1	536.0	517.8	489.5	452.2
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		（g/人・日）	516.2	513.6	495.8	475.2	450.1	447.7
1人1日当たりごみ焼却量		（g/人・日）	809.5	805.9	786.7	764.5	731.3	705.4
処理・処分量	資源化量	（千t/年）	158.1	152.9	144.2	181.8	199.4	135.8
		（t/日）	433.2	419.0	395.0	496.7	546.3	372.1
		（g/人・日）	228.9	222.8	211.6	268.4	297.9	211.9
	最終処分量	（千t/年）	28.2	27.5	25.6	23.8	23.3	21.5
		（t/日）	77.3	75.2	70.2	65.0	63.8	59.0
		（g/人・日）	40.9	40.0	37.6	35.1	34.8	33.6
リサイクル率		（%）	24.6	24.1	23.5	29.0	31.8	23.5
リサイクル率（倉敷市溶融除く）		（%）	14.8	14.5	13.6	18.7	23.5	23.5

備考：1）1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10^6

2）資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

3）リサイクル率＝資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

4）令和12(2030)年度の資源化量、リサイクル率は、倉敷市のガス化溶融施設の事業終了を考慮

３．一般廃棄物の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、目標値を設定します。

表 4-1-3　国の一般廃棄物の減量化における目標値

指標	令和12(2030)年度目標
ごみ排出量	令和4年度に対し約9%削減 （40百万ｔ（R4）から約37百万ｔ（R12）へ削減）
１人１日当たりの 家庭系ごみ排出量	約478g/人・日 （R4年度（496g）比で約3.6%削減）
１人１日当たりのごみ焼却量	約580g/人・日 （R4年度（679g）比で約14.6%削減）
出口側の循環利用率 （リサイクル率）	約26% （令和4年度（約20%）に対して6ポイント増加）
最終処分量	令和4年度に対し約5%削減 （3.4百万ｔ（R4）から約3.2百万ｔ（R12）へ削減）

出典：廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月変更）

（１）ごみ排出量の目標

令和 12(2030)年度におけるごみの排出抑制について、ごみ総排出量を 557.0 千ｔ/年（１人１日当たり排出量は 868.9g）とし、うち１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は 431.1g とすることを目指します。

国の目標値は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の8年間で、ごみ排出量を約9%削減、１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を約3.6%削減することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、令和４年度の実績（612.3千ｔ/年）を基準とし、国の目標値を踏まえて、557.0千ｔ/年（１人１日当たり排出量に換算すると868.9g）を目標とします。

また、１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は、１人１日当たり排出量の目標（868.9g）に、家庭系ごみの排出量割合（49.6%（令和12年度予測値））を乗じた431.1ｇを目標とします。

（２）ごみ焼却量の目標

令和 12(2030)年度におけるごみの排出抑制について、１人１日当たりごみ焼却量を 671.8g とすることを目指します。

国の目標値は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の8年間で、１人１日当たりごみ焼却量を14.6%削減することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、令和４年度の実績（１人１日当たり786.7g）を基準とし、国の目標値を踏まえて、１人１日当たり671.8gを目標とします。

（３）資源化の目標

令和 12(2030)年度におけるリサイクル率を 28.0%とすることを目指します。

国の目標値は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の8年間で、リサイクル率を６ポイント増加することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、令和４年度の実績（13.6%）が低いため、令和6年度の実績（23.5%）を基準とし、国の目標値の６年分相当（4.5ポイント）を増加することとして、28.0%を目標とします。

（４）最終処分量の削減目標

令和 12(2030)年度における最終処分量を 56.8ｔ/日とすることを目指します。

国の目標値は、令和４(2022)年度から令和12(2030)年度の８年間で、最終処分量を約５％削減することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、令和４年度の実績（70.2ｔ/日）を基準とし、国の目標値を踏まえると66.7ｔ/日となりますが、令和12年度予測値（59.0ｔ/日）では、これを達成する見込みであるため、より進んだ目標を設定することとし、56.8ｔ/日まで最終処分量を削減することを目標とします。

以上の一般廃棄物の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 4-1-4　一般廃棄物の目標

項目	年度	実績値 R6 2024	予測値 R12 2030	目標値 R12 2030
排出抑制	ごみ総排出量（千t/年）	626.1	578.4	557.0
	1人1日当たりごみ排出量（g/人・日）	935.5	902.3	868.9
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量（g/人・日）	450.1	447.7	431.1
ごみ焼却量	1人1日当たりごみ焼却量（g/人・日）	731.3	705.4	671.8
資源化	リサイクル率（%）	23.5	23.5	28.0
最終処分量	1日当たり最終処分量（t/日）	63.8	59.0	56.8

備考：1）網掛け部分は目標値である。

2）リサイクル率＝資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

４．海ごみの目標

令和 12(2030)年度における「海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量」を 120ｔ/年とすることを目指します。

岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）では、海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量について、令和５(2023)年度の実績値92ｔ/年に対し、令和10(2028)年度の目標値を120ｔ/年と定めています。今後、追加的な海ごみ発生量が減少することも期待されることから、本計画においても、令和12(2030)年度に120ｔとすることを目指します。

表 4-1-5　海ごみの目標

項目＼年度		実績値		予測値	目標値
		R5 2023	R6 2024	R12 2030	R12 2030
海ごみ	海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量　(t/年)	92	103	―	120

備考：網掛け部分は目標値である。

コラム：海ごみ削減キャンペーン「おかやまゴミ退治大作戦」

美しく恵み豊かな瀬戸内海を未来へと引き継いでいくため、岡山県海ごみ対策推進協議会（県、市町村、経済団体）では、河川や用水路等を通じて、瀬戸内海へ流入する生活ごみ等を削減することを目的に、全県統一キャンペーン「おかやまゴミ退治大作戦」を実施しています。

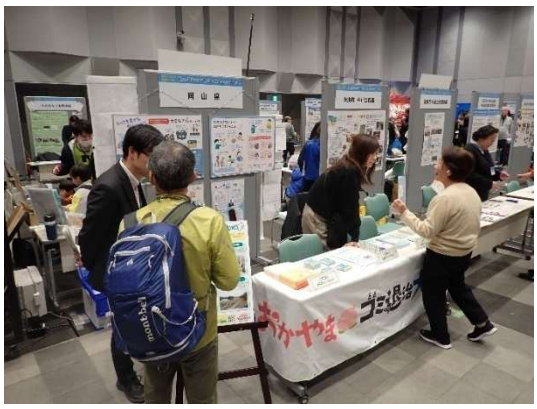



キャンペーンの実施状況　出典：岡山県ホームページ

第２節　産業廃棄物

１．排出量の将来予測

将来予測は、現状における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係により、次式を用いて予測を行いました。

・将来の排出量 ＝ 排出原単位（令和6(2024)年度実績）×業種ごとの活動量指標（予測値）

※活動量指標の予測はトレンド法によります。

（１）種類別排出量の将来予測

令和12(2030)年度における種類別排出量の予測結果をみると、令和6(2024)年度と比べて、汚泥は増加、がれき類、鉱さい、ばいじん及び木くずは減少すると予測されます。

表 4-2-1　種類別排出量の将来予測

（単位：千t/年）

種類＼年度	R6(2024)		R12(2030)	
		構成比（%）		構成比（%）
合　　計	5,627	100.0	5,456	100.0
汚　　泥	3,063	54.4	3,098	56.8
が れ き 類	642	11.4	581	10.7
鉱　さ　い	628	11.2	562	10.3
ば い じ ん	523	9.3	482	8.8
木　く　ず	144	2.6	139	2.5
そ　の　他	628	11.2	594	10.9

（注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（２）業種別排出量の将来予測

令和12(2030)年度における業種別排出量の予測結果をみると、令和6(2024)年度と比べて、電気・水道業は増加、製造業、建設業及びその他の業種では減少すると予測されます。

表 4-2-2　業種別排出量の将来予測

（単位：千t/年）

業種＼年度	R6(2024)		R12(2030)	
		構成比（%）		構成比（%）
合　　計	5,627	100.0	5,456	100.0
製　造　業	3,056	54.3	2,909	53.3
電 気 ・ 水 道 業	1,682	29.9	1,738	31.8
建　設　業	798	14.2	722	13.2
そ　の　他	90	1.6	88	1.6

（注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

２．処理量の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

令和12(2030)年度における処理状況の予測結果をみると、排出量5,456千ｔのうち、46.2%が再生利用され、49.2%が中間処理によって減量化、4.7%が最終処分されるものと見込まれます。

表 4-2-3　処理状況の将来予測

（単位:千t/年）

項目＼年度	R6(2024)		R12(2030)	
		構成比（%）		構成比（%）
排出量	5,627	100.0	5,456	100.0
再生利用量	2,712	48.2	2,518	46.2
減量化量	2,644	47.0	2,683	49.2
最終処分量	272	4.8	255	4.7
保管量	0	0.0	0	0.0

３．産業廃棄物の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、目標値を設定します。

表 4-2-4　国の基本方針における産業廃棄物の目標値

	令和12(2030)年度目標値
排出量	約3億74千万ｔ（令和4(2022)年度実績：約3億7千万ｔ） （令和４年度比約１%増加に抑制）
出口側の循環利用率	約37%（令和4(2022)年度実績：約37%）
最終処分量	約780万ｔ（令和4(2022)年度実績：870万ｔ） （令和４年度比約10%削減）

（１）排出量の目標

令和 12(2030)年度における排出量をおおむね 5,456 千ｔ/年 とすることを目指します。

国の目標値は、令和４(2022)年度から令和12(2030)年度の8年間での排出量の増加率を約１%に抑制することです。

令和４(2022)年度の実績を基準とし、国の目標値と同等の増加率に抑制するとした場合には5,756千ｔ/年となります。この数値は令和12(2030)年度の将来予測値（5,456千ｔ/年）を上回ります。引き続き排出量削減に取り組む必要があることから、より厳しい将来予測値5,456千ｔ/年を目標とし、一層の排出抑制を着実に進めます。

（２）リサイクル率の目標

令和 12(2030)年度におけるリサイクル率を 48.2%とすることを目指します。

国の目標値は、出口側の循環利用率（≒リサイクル率）を令和12(2030)年度に約37%とすることです。

本県における令和６(2024)年度のリサイクル率の実績は48.2%と国の目標値より10ポイント以上高い数値です。令和12(2030)年度の将来予測値は46.2％ですが、引き続き令和6(2024)年度実績値である48.2%を維持することを目標とします。

（３）最終処分量の目標

令和 12(2030)年度における最終処分量を 255 千ｔ/年 とすることを目指します。

国の目標値は、令和４(2022)年度から令和12(2030)年度の8年間で最終処分量を約10%削減することです。

本県の最終処分量の目標は、国の目標値に準ずると258千ｔ/年（令和４(2022)年度の実績（287千ｔ/年）から10%削減）となりますが、この数値は令和12(2030)年度の将来予測値255千ｔ/年とほぼ同程度であることから、将来予測値255千ｔ/年を目標とします。

以上の産業廃棄物の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5　産業廃棄物の目標

項目＼年度		R6(2024) 実績	R12(2030) 予測値	R12(2030) 目標値
排出量	（千t/年）	5,627	5,456	5,456
リサイクル率	（%）	48.2	46.2	48.2
最終処分量	（千t/年）	272	255	255

備考：リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100

目標の達成は、排出量及び最終処分量は「目標値以内」、リサイクル率は「目標値以上」

第３節　食品ロス

１．排出量の将来予測

（１）将来予測の方法

計画目標年度を令和 12(2030)年度として、次の方法により、食品ロス量の将来予測を行いました。

① 家庭系食品ロス量の将来予測

家庭系食品ロスの将来予測については、一般廃棄物の生活系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第４章第１節で整理した、令和6(2024)年度の生活系ごみ排出量実績（37.9万ｔ）と令和12(2030)年度の排出量予測（34.0万ｔ）により、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの増減割合を算出し、この割合を、令和6(2024)年度の家庭系食品ロス量（3.2万ｔ）に乗じて、令和12(2030)年度の家庭系食品ロス量を算出しました。

② 事業系（食品製造業以外)食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業以外（食品卸売業、食品小売業、外食産業）の将来予測については、一般廃棄物の事業系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第４章第１節で整理した、令和6(2024)年度の事業系ごみ排出量実績（24.7万ｔ）と令和12(2030)年度の排出量予測（23.8万ｔ）により、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの増減割合を算出し、この割合を、令和6(2024)年度の事業系（食品製造業以外）食品ロス量（1.4万ｔ）に乗じて、令和12(2030)年度の事業系（食品製造業以外）食品ロス量を算出しました。

③ 事業系（食品製造業）食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業の将来予測については、産業廃棄物（製造業）の将来予測をもとに算出しました。具体的には、第４章第２節で整理した、令和6(2024)年度の製造業の排出量実績（305.6万ｔ）と令和12(2030)年度の排出量予測（290.9万ｔ）により、令和6(2024)から令和12(2030)年度までの増減割合を算出し、この割合を令和6(2024)年度の事業系（食品製造業）食品ロス量（2.0万ｔ）に乗じて、令和12(2030)年度の事業系（食品製造業）食品ロス量を算出しました。

（２）将来予測の結果

本県における食品ロス量の予測を行った結果、令和12(2030)年度の家庭系食品ロス量は2.9万ｔ、事業系食品ロスは3.2万ｔとなる見込みです。

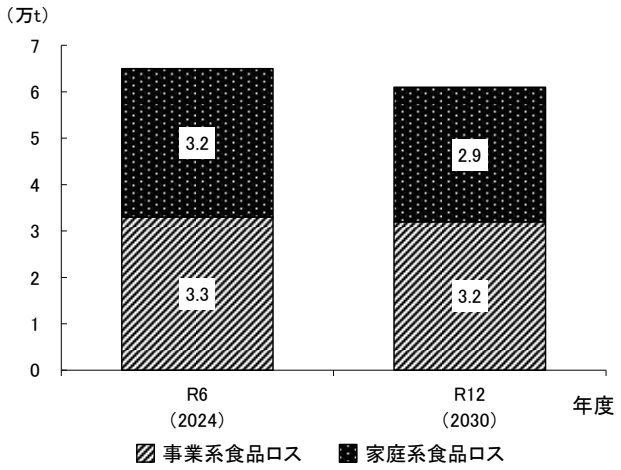

図 4-3-1　県の食品ロス量の将来予測結果

２．食品ロスの削減目標

（１）国の目標

食品ロス削減推進法基本方針に示されている食品ロス削減に関する目標値は、以下のとおりです。

表 4-3-1　食品ロス削減推進法基本方針における食品ロスの削減目標等

■食品ロスの削減目標	
家庭系食品ロス	令和12(2030)年度に、平成12(2000)年度比の半減 ☞216万ｔ（平成12(2000)年度：433万ｔ） ※2030年度を待たずに早期達成を目指す
事業系食品ロス	令和12(2030)年度に、平成12(2000)年度比の60%減 ☞219万ｔ（平成12(2000)年度：547万ｔ）

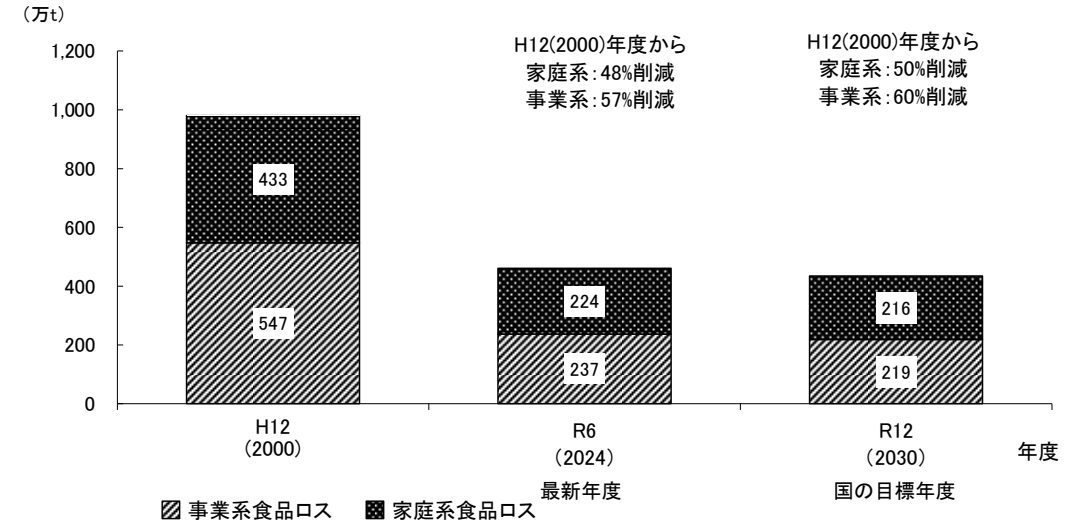

■食品ロス問題の認知度	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80% （令和6(2024)年度調査：75.3%）

（２）本県の目標

①食品ロスの削減目標

令和 12(2030)年度における食品ロス量を、家庭系 2.9 万ｔ、事業系 3.1 万ｔとすることを目指します。

令和6(2024)年度の我が国の食品ロス量は、家庭系が224万ｔ、事業系が237万ｔとなっており、令和12(2030)年度目標値を達成するためには、さらに家庭系を3.6%削減、事業系を7.6%削減する必要があります。

このことから、令和12(2030)年度の家庭系食品ロス量を2.9万ｔ（令和6(2024)年度比で9.4%削減）、事業系食品ロス量を3.1万ｔ（令和6(2024)年度比で7.6%削減）とすることを目指します。

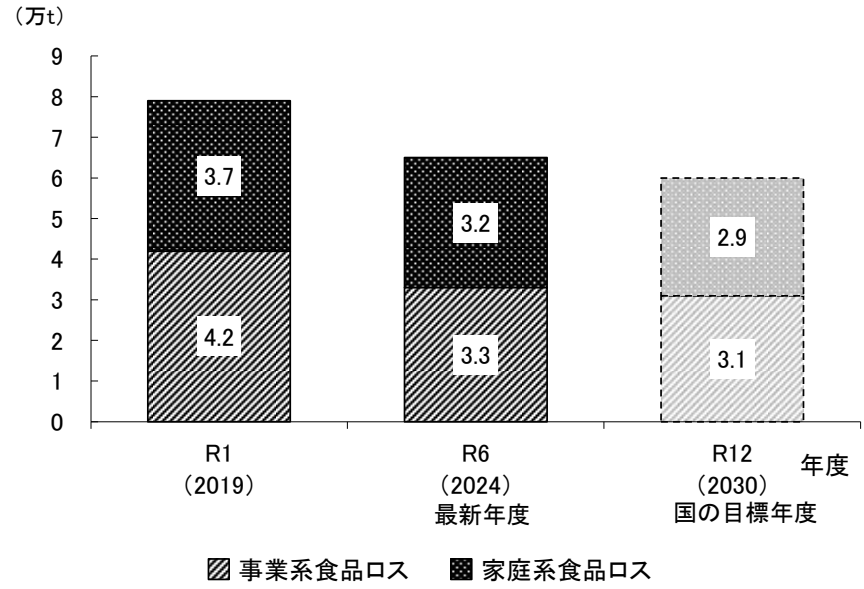

図 4-3-2　県の食品ロス目標値

②食品ロス問題に取り組む消費者の割合

令和 12(2030)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目指します（継続）。

令和7(2025)年度に実施した県民アンケート調査（３R等に関するアンケート調査）によると、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む県民の割合は、73.7%でした。国の目標値は、令和12(2030)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目指しており、本県でも基本的にこの数値を踏襲します。

コラム：食品ロス削減に向けて、教育機関と連携した普及啓発

津山市では、住民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減の取組を進めています。具体的には、市内小学生がデザインした食品ロス削減ポスターをラッピングした啓発パッカー車を運行しているほか、市内にある美作大学の「食品ロス削減サークル」と連携しながら、啓発活動等を展開しています。



ラッピングパッカー車の例　　出典：津山圏域クリーンセンターホームページ

第５章　目標達成等に向けての取組

本章では、第４章で定めた目標の達成に向けた具体的な取組を示します。

これらの取組は、県、市町村、県民及び事業者等の各主体がそれぞれの役割を果たしながら連携して推進するものとします。

【取組項目に付しているマークの意味】
新 規　今期計画から新たに取り組む項目
拡 充　前期計画から取組を拡充した項目
重 点　今期計画で重点的に取り組む項目

第１節　循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

１．排出抑制の推進

○　市町村に対して、生活系ごみ処理の有料化や、事業系ごみ処理手数料の適正化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

○　県は市町村とともに、事業者に対して、ごみの発生の少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造、容器包装の最小限化、設計・製造段階における再生材やバイオマス素材等の循環資源の積極的な利用、製品の長寿命化（メンテナンス、リペア等）、リース、シェア、サブスクリプション等に努めるよう要請するとともに、資源消費に依存しない新しいビジネスモデルの構築を支援します。

２．再使用の推進

○　自治体が民間事業者と連携してリユース事業を展開できるよう情報提供します。

○　家庭から排出される不要品等について、３Ｒを推進するためのイベント等を通じて、不要品のリユースについて啓発します。

○　県は市町村とともに、事業者に対して、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めるよう要請します。

３．分別徹底の推進

○　市町村に対して、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言等の技術的援助を行います。

４．再生利用の推進

○　リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図ります。また、県自らが取り組むべき事項として、積極的な再生品の使用や、使用事例、使用状況の把握などに努めるとともに、県民、事業者における再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講じます。

○　県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に沿って、県が率先してグリーン購入に努めるとともに、関連情報の発信に努めます。

○　県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対してこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。
○　家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。
○　過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない「特定家庭用機器廃棄物」（いわゆる義務外品）について、すべての市町村において、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築できるよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。
○　小型家電リサイクルについて、すべての市町村で回収体制の構築はできていますが、市町村ごとに回収方法や回収品目が異なるため、県は市町村の回収取組状況について把握するとともに、さらなる資源化を図るため、技術的助言等を行っていきます。
○　焼却灰等の再生利用の促進を図るため、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。
○　廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報提供や市町村の取組に対する助言・技術的援助を行います。
○　県は市町村とともに、資源回収事業者に対して、行政や排出事業者と連携して資源回収ルートの形成や拡大に努めるよう要請します。

５．プラスチック３Ｒ＋Renewable の推進 重 点

○　岡山県庁プラスチックごみ削減指針に沿って、給水機やリサイクルボックス等の設置を促進するなど、率先してプラスチック3R+Renewableに取り組みます。
○　啓発資材の作成・配布等を通じて、プラスチックごみ問題への県民の理解を深めるとともに、プラスチック資源循環法に基づき、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制を進めるため、プラスチック代替製品の利活用を促すキャンペーン等に取り組みます。
○　事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を目的とした「おかやまプラスチック３R宣言事業所」を募集し、優れた取組の横展開を図ります。

コラム：マイボトルの普及促進の取組

岡山県及び県内の複数自治体は、ウォーターサーバーのレンタル事業者とプラスチックごみ削減等に関する協定を締結し、公共施設等にマイボトル用の給水スポットを設置しており、外出先でもマイボトルに給水できる環境が整えられています。




給水スポットの設置例　出典：岡山県庁ホームページ

６．事業者の取組の推進 拡 充

○　製造業・小売業等の動脈産業と、廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携（動静脈連携）を深めるため、情報公開プラットフォームやマッチングの機会を構築し、企業間連携による水平リサイクルやサプライチェーン全体での効率的な資源循環を推進します。

○　県内における循環型社会形成の推進及び環境産業の振興を図るため、先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等を行う事業者に対して経済的支援を行います。

○　「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業や実用化研究事業、改良研究事業を行う場合に事業者が必要とする経費の一部を補助し、県内地域産業の活性化と、循環型社会の形成促進を図ります。

○　再資源化事業等高度化法※25に基づく県内事業者の認定取得の促進に向け、事業者への周知等、関係機関と連携して対応していきます。

○　製材端材等の木質バイオマスの利活用による新たなバイオマス産業の創出を目指し、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー：CNF※26）等を活用した製品や用途に係る研究開発や事業化を行う県内企業等を支援するおかやまグリーンバイオ・プロジェクトを推進します。

第２節　排出者の責務の徹底・強化

１．環境にやさしい企業づくり

○　グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なＰＲに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

○　中小企業に対し、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどの取組に対する助言や情報提供等の支援を行い、事業活動における３Ｒの促進を進めます。

２．排出者の自主的な取組の推進

○　生活系及び事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、各種広報媒体や、消費者団体・経済団体などの連携組織等を通じて、県民・事業者への啓発や情報提供を実施します。また、市町村に、県内の排出状況や有効な取組事例等の情報を提供し、地域住民への啓発活動を支援します。

○　「もったいない」をキーワードとして、３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

○　エコな取組や３Ｒを促進するコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。

○　廃棄物を多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、県は関係者に対する助言等を行います。

※25　高度なリサイクル技術や設備導入を促進し、資源循環と脱炭素化を進める法律

※26　木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（１mm の百万分の１）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源。軽量・高強度、低熱膨張性等といった特徴を兼ね備えた素材

３．リサイクル関連法に対する理解と協力

○　市町村において、県の第11期分別収集促進計画※27（令和8年度～12年度）及び市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進むよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。

４．廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

○　産業廃棄物は排出事業者に処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。

○　産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度の適正な運用や委託先の確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。

○　排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながる電子マニフェストの普及拡大に努めます。

５．環境マネジメントシステムの導入促進

○　循環型社会の形成には、単に物質的な循環のみならず、事業者が環境に配慮した事業活動を展開することが不可欠であり、自主的かつ積極的な取組が望まれます。県では、県内事業者によるISO14001の認証の取得や、エコアクション21等の導入を促進するため、引き続き情報提供を行い、県の物品の調達や役務の提供（建設工事を除く。）に係る入札参加資格審査において優遇措置を講じます。

第３節　廃棄物の適正処理体制の確立

１．一般廃棄物

（１）再生・処理システムの見直し

○　市町村がごみ処理基本計画※28の策定等を通じて、長期的・総合的な視点に立って再生・処理システムを見直しできるよう、技術的支援を行うとともに、高齢化や単独世帯の増加に対応した先進的な処理システム（ごみ出し支援等）について、事例等の情報収集、市町村への提供等を行います。

○　できる限り廃棄物の排出抑制を行った上で、排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものはエネルギー回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。

※27　容器包装リサイクル法に基づき、市町村が策定した市町村分別収集計画（容器包装廃棄物の排出量の見込や分別区分等を定めたもの）をとりまとめたもので、３年ごとに５年を１期として定めるもの

※28　市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの

（２）水銀廃棄物の適正処理の確保

○　水銀使用製品廃棄物等の適正な分別回収や処理について、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

（３）不法投棄等の不適正処理の防止

○　市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。

○　不法投棄110番を活用した県民による不法投棄等の早期発見・対応の体制を整備します。

（４）海ごみ対策の推進　拡 充　重 点

○　「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進します。また、県、市町村及び経済団体が行った「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」のもと、岡山県海ごみ対策推進協議会により、情報共有を行うとともに効果的な回収に向けての取組を検討していきます。

○　全県統一海ごみ削減キャンペーンや、海ごみフォーラム等の啓発イベント、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて海ごみの現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの３Ｒの促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海ごみの発生抑制につなげていきます。

○　漁業者、漁業関係団体、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う海ごみ回収・処理・発生対策事業に対して支援を行い、さらなる取組の拡大を目指します。

○　瀬戸内沿岸４県（岡山県、広島県、香川県及び愛媛県をいう。以下同じ。）及び公益財団法人日本財団で構成された「瀬戸内オーシャンズＸ」の調査研究、企業・地域連携、啓発・教育・行動、政策形成の活動を通じ、瀬戸内沿岸４県、企業、研究機関等と連携し、瀬戸内海のごみを減少に転じさせるため、海や河川から継続して回収する仕組みを構築し、瀬戸内モデルとして世界に発信することを目指して、様々な角度から取り組んでいきます。

（５）地域の環境美化運動の推進

○　環境保全団体や民間ボランティア団体等が行う地域の清掃活動や、落書き消去活動等の環境美化運動の促進を図ります。

○　不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、環境美化活動（アダプト事業※29）など、ボランティア等による清掃活動を推進します。

○　スマートフォン・アプリを活用したごみ拾い活動の「見える化」により、地域美化活動へのより多くの方々の参加を促します。

※29　住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの

（６）適正処理困難物対策

○　各市町村で策定する一般廃棄物（ごみ）処理計画において、適正処理困難物の対処方針が整理されるよう、啓発を推進します。

○　適正処理困難物の処理ルートが、各市町村において確立されるよう、県では、市町村に対し助言等の技術的援助を行うとともに、必要に応じ、引取り・処理・処分事業者等へ、関係団体等を通じて協力を呼びかけます。

○　廃棄物処理施設や収集運搬車両での重大な火災原因となっているリチウムイオン電池等について、市町村と連携した分別・回収体制の整備と普及啓発を徹底します。

（７）ごみ処理施設の整備促進

○　ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、国の基本方針に示される目標を踏まえ、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言等の技術的援助を行います。

○　市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言等の技術的援助を行います。

（８）し尿処理施設の整備促進

○　市町村においてクリーンライフ100構想※30を踏まえた各汚水処理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。

○　し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。

（９）地球温暖化防止に配慮した施設整備等

○　市町村における新たな施設整備や施設の改良に当たっては、エネルギー回収の高効率化を推進するため、ごみの焼却について、発電施設の設置された施設での処理の拡大を図っていくことが、国の基本方針の中で取組の一つとして示されています。本県でも、国の基本方針に従い、広域的な施設整備等によって、ごみ発電を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、市町村に対して、助言・技術的支援を行います。

○　市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備に当たっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の実情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。

○　市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。

○　合併処理浄化槽の整備に当たっては、省エネ型浄化槽の設置を支援するとともに、省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発を行います。

※30　汚水処理施設整備率 100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画

（１０）廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

○　市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定について助言・技術的指導を行います。

○　市町村における基幹的設備改良事業の実施に当たっては、循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用され、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。

（１１）ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化　拡　充

○　人口減少やごみ処理量の減少、施設の老朽化、施設整備費及び維持管理費の増加等を踏まえ、市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた検討を支援します。

○　市町村における施設整備に当たっては、循環型社会形成推進交付金等の各種支援制度が有効に活用されるよう、制度の周知及び活用を促進します。

○　具体的な計画は第６章に掲載しています。

２．産業廃棄物

（１）最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

○　最終処分量の多い６品目については、排出事業者に対する先進的な排出抑制の取組事例の紹介などにより、最終処分量の削減、リサイクルに向けた取組を一層促進します。

○　コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づき再資源化が適切に行われるよう、関係機関（建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど監視・指導を徹底し、関係事業者の意識向上に努めます。

（２）農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

○　地域で排出される家畜のふん尿等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、たい肥等の利用拡大を促進します。また、相当量の家畜排せつ物が発生する大規模畜産農家等に対して、良質たい肥の生産やその流通促進等を図るため、技術指導等の支援を行います。

○　農家から排出される農業用使用済みプラスチック類について、市町村、農協等と連携し、農業用使用済みプラスチックの40%以上が適正にリサイクル処理されるよう、周知・啓発等を行います。

○　被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の必要性について、農業団体が開催する講演会や地域でのイベント等を活用し、より効果的な啓発活動を行います。

（３）産業廃棄物処理業者等の育成指導

○　「優良産廃処理業者認定制度」の周知に努めるとともに、処理技術や知識の向上を図るため、一般社団法人岡山県産業資源循環協会等とも連携し、排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催します。

（４）不法投棄等の不適正処理対策の強化

○　産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールをはじめ、夜間休日監視や上空監視、

不法投棄110番の設置により、不法投棄等の防止と早期発見・早期解決に努めます。

○　県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き、事前協議制度により適正処理の確保に努めます。

（５）有害廃棄物の適正処理の推進

○　アスベスト※31廃棄物は、解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（令和３(2021)年３月）」、「建設・解体工事等におけるアスベストハンドブック」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

○　水銀廃棄物は、事業者に対して法令や水銀廃棄物ガイドラインを周知すること等により、適正な処理を推進します。

○　高濃度ＰＣＢ廃棄物※32が新たに発見された場合や、低濃度ＰＣＢ廃棄物が処分期限後に新たに生じた場合などにおいては、改正PCB特措法に基づき、事業者に対して適正な保管及び処理が行われるよう指導を行います。

○　PFOS 等※33を含有する廃棄物は、現時点で廃棄物処理法による規制対象物質ではありませんが、国による通知（PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について）や技術的留意事項（PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項）に沿って、排出事業者、産業廃棄物処理業者などに技術的助言を行い、適正処理を推進します。

（６）産業廃棄物処理施設の安定的確保

○　処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。

○　地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置者を指導します。

○　県内における最終処分容量については、民間による整備の原則は堅持しつつ、国の基本方針や災害時の支援等も視野に入れ、公共関与型の産業廃棄物最終処分場の整備を行う公益財団法人岡山県環境保全事業団と連携を図りながら、適正な確保に努めます。

（７）スクラップヤードに対する規制強化　新　規

○　廃棄物処理法の改正により、スクラップヤード（使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する場所）の設置は都道府県知事等による許可制となりました。立入検査等により法の遵守徹底を図り、火災の発生や騒音・悪臭等による生活環境への被害を未然に防止します。

※31　石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維で発がん性を有する。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため多くの用途で使用されてきた。

※32　ポリ塩化ビフェニルの略。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有し様々な用途に使用されていたが、ＰＣＢの混入した米ぬか油が原因で健康被害（カネミ油症事件）が発生し大きな社会問題となった。

※33　PFOS 等は難分解性の有機フッ素化合物で、環境中に残留・蓄積しやすく多くの用途で使用されてきたが、近年、環境中に広く存在することが確認され健康への影響が懸念されている。

第４節　廃棄物情報の共有化と相互理解

１．環境教育・環境学習の推進

○　学校や公民館、自治会、子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催し、ごみの分別やリサイクル、海ごみや食品ロスの削減等に関する実践的な環境学習を行います。また、「岡山県環境学習協働推進広場（かんきょうひろば）」※34に登録された講師を派遣するなど、NPO等の環境団体と行政が協働し、環境に配慮した行動を自ら実践できる人づくりを進めます。

○　環境問題に対する正しい理解と環境意識の高揚を図るため、小中学生や地域団体等を対象に、廃棄物処理施設や海ごみ・食品ロスの削減に取り組んでいる施設等を直接訪問して見学や体験を行う「環境学習エコツアー」を実施し、体験を通じた環境配慮行動の実践を促します。

２．情報提供の推進　拡 充

○　県民の３Ｒに関する意識啓発や主体的な環境活動への参加を促すため、ホームページや多様なデジタルメディアを有効に活用した情報発信を行います。また、参加者が活動を共有し合えるごみ拾いボランティアＳＮＳ等の活用を通じて、地域における美化活動や環境配慮行動の輪を広げるなど、情報提供のさらなる拡充と多様化を図ります。

○　高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクル技術等の最新動向や制度改正に関する情報を収集し、再資源化事業者や関係団体へ情報提供を行います。

○　廃棄物処理のDX化（電子マニフェストの普及啓発や、AI等デジタル技術を活用した処理プロセスの高度化・省力化）を進めるよう情報提供を行います。

３．循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

○　市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針※35等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。

４．廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

○　岡山県循環資源総合情報支援センターと連携して運営・管理する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」において、様々な機会を活用した情報の受発信を行います。

ア　企業間における循環資源に関する情報交換

イ　事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供

ウ　循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供

○　地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。

※34　行政・企業・学校・NPO が連携し、環境学習や環境保全活動を推進する協働の場

※35　正式名称は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」。環境省が定めた、市町村の一般廃棄物処理における分別収集、資源化、適正処理及び処理システムの評価に関する基本的な考え方を示す指針

５．総合的な推進体制の強化

○　資源の循環的利用の観点から、環境部局と産業部局等の関係部局との連携体制を強化するとともに、市町村との連絡会議の実施等により、協力して対策の推進に努めます。また、「エコパートナーシップおかやま（エコパ）」※36の活動などを通じて、県民団体や事業者団体、環境ＮＰＯとの協働にも努めます。

○　県民、事業者、行政の役割分担による「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議※37」で廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用のための方策を引き続き進めていきます。

第５節　食品ロスの削減

１．県民に対する普及啓発等　拡 充　重 点

○　家庭や外食時における食品ロス削減行動の実践を促進するため、外食時の食べきりや持ち帰りに係る啓発、商慣習の見直しを含めた期限表示の正しい理解、さらに各家庭で食品ロスを減らすポイントとなる「買いすぎず」、「てまえどり」、「使いきり」、「食べきり」の４つの切り口に関する普及啓発を推進します。

○　食品ロス削減月間等を活用した啓発活動や、学校教育・環境学習を通じて、食品ロス削減に対する理解促進と人材育成を図るとともに、学生や地域住民による自主的な食品ロス削減の取組を支援します。

コラム：ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。食品ロスの削減につながるほか、災害時用の非常食として備蓄することになります。農林水産省では、このローリングストックを含めた「災害時に備えた食品ストックガイド」を作成し、ホームページ上で公開しています。



２．事業系食品ロス削減の推進　拡 充　重 点

○　商慣習の見直しや需要予測の高度化、適正受発注、物流の効率化等を促進し、生産・製造・流通・販売の各段階における食品ロスの発生抑制を図ります。

○　小盛りメニューの提供や食べきり運動、mottECO（モッテコ）※38の普及など、外食産業における食品ロス削減の取組を推進します。

○　ＩＣＴ・AI等の新技術やフードシェアリングなど新たなビジネスモデルの活用を促進するとともに、食品ロス削減に取り組む事業者・団体の活動支援や普及啓発を推進します。

※36　県民団体・事業者・行政が連携し、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を推進する組織

※37　廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために設置した、学識経験者、事業者団体等、ＮＰＯ等、義務教育関係者、市町村、一部事務組合又は広域連合で構成する外部有識者会議

※38　飲食店で食べきれなかった料理を自己責任で持ち帰り、食品ロスの削減につなげる環境省推奨の取組

コラム：食品ロス削減に取り組む店舗の見える化

倉敷市では「くらしき食品ロスゼロ推進店」認定制度を実施しています。対象は食品小売店や飲食店等で、食べ残しの削減や適量販売、フードドライブへの協力など、食品ロス削減につながる取組を行う店舗を認定しています。認定店は市ホームページで紹介されているほか、特に熱心な取組を行う事業者については、市が取材を行い、新聞形式の啓発物を作成し、イベント等で配布しています。また、家庭での食品ロス削減を目的とした「野菜1週間使い切りレシピ」を作成し、食材を無駄なく使い切る工夫を紹介することで、食品ロス削減と健康的な食生活の両立を図っており、事業者向けの取組だけでなく、家庭で実践できる取組の普及にも力を入れています。







食材ロスゼロ推進店の啓発物と食材使い切りレシピ　出典：倉敷市ホームページ

３．調査・情報の収集及び提供

○　食品ロスの発生状況や県民の意識・行動に関する調査を実施し、施策の効果検証や改善に活用します。

○　県内外の先進事例や優良事例を収集し、ウェブサイトやSNS等を活用して広く情報発信します。

○　エシカル消費や食品ロス削減行動に関する情報提供を行うとともに、市町村や事業者による取組の推進と横展開を支援します。

４．未利用食品を活用するための活動の支援等

○　食品関連事業者とフードバンクを結び付けるマッチングシステム「おかやまフードトリップ」の活用を促進するとともに、フードバンク活動の課題共有や未利用農産物・災害備蓄品の有効活用に向けた連携を強化します。

○　有機性食品廃棄物について、飼料化、堆肥化、メタン発酵などのエネルギー化や農業資材への循環利用を推進します。

○　規格外農林水産物や未利用食品の有効活用についての県民や事業者の理解促進を図り、フードバンク、フードドライブ等の活用により、未利用食品の有効活用に向けた取組を推進します。

コラム：おかやまフードトリップ

岡山県では、事業活動で発生する未利用食品を有効活用し、事業系食品ロスの削減を推進するため、食品提供事業者とフードバンクをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を運用しています。

このサービスでは、製造・流通・販売などの過程で発生した余剰在庫や規格外品、パッケージの印字ミスや破損などにより販売できなくなった食品のほか、更新に伴い不要となる災害備蓄食品などを、必要とするフードバンクへ無償で提供することができます。

「おかやまフードトリップ」の活用により、これまで廃棄されていた食品が、子ども食堂や福祉施設、生活困窮者支援などに役立てられています。

事業活動で発生する未利用食品を地域で有効活用し、食品ロスの削減と支援を必要とする方々への食品提供につなげる取組として推進しています。



第６節　災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

１．災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備　重 点

○　災害発生に備えて平時に実施する事務、災害発生後の応急対応段階で実施する事務、復旧・復興段階で実施する事務の内容等をまとめた「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、それぞれの場面に応じた具体的な対応準備を行います。

○　県内すべての市町村（27市町村）において災害廃棄物処理計画の策定が完了していることから、今後は各市町村が計画の実効性について検討し、適宜改訂を行う場合には必要な助言等の技術的援助を行います。また、県と市町村の計画の整合を図るため、継続的な点検・更新を進めます。

○　災害の発生に備え、平時から災害廃棄物に対応するための仮置場の選定や必要となる資材の備蓄、職員に対する教育訓練など、市町村における対応体制整備のための技術的支援を行います。

○　平時から災害廃棄物の適正処理や退蔵品の適正な廃棄・リサイクルについて市町村と連携して県民への啓発を行います。

○　市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を促します。

２．県内における災害廃棄物処理連携体制の整備　重 点

○　県内の広域的な連携体制が円滑に機能するよう、県は、平時から県内市町村、一般社団法人岡山県産業資源循環協会、岡山県環境整備事業協同組合、一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会等との協力体制の確認や対応内容の精査を図ります。

○　平時から一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現状を把握し、整理します。

○　定期的に県内市町村及び関係団体が集まり、広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の対応に関する訓練を実施し、抽出された課題をもとに、災害廃棄物処理計画等に反映していきます。

○　県においても災害廃棄物の仮置場候補地として利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理して、連携した処理に備えます。

○　災害発生時には、災害廃棄物の処理について、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内市町村間における協力・支援の調整を行います。

○　市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難と認めた場合は、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行します。

３．県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備　重 点

○　県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行います。

○　中国地方では、中国四国地方環境局により「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」が設置され、本県も構成員として参画しています。協議会を通して検討された事項や、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）※39などの計画について、各市町村に対して情報提供を行うとともに、ブロック内の他県とも連携し、ブロック間における広域連携体制の整備を進めています。

○　県や地域ブロック間のみならず、災害時応援協定などを基に、災害廃棄物処理について必要な連携を図ります。

○　他自治体等からの支援に備え、受援体制を整備します。

コラム：災害廃棄物処理のための実施訓練

岡山県では、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえ、災害発生時に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平時からさまざまな訓練や人材育成に取り組んでいます。特に、県、市町村、関係団体が連携して実施する「災害廃棄物処理図上訓練」を定期的に開催し、被害情報の収集、支援要請、収集運搬ルートの確保、仮置場の開設・運営、住民対応などを想定した演習を行っています。





出典：岡山県

※39　大規模な風水害や地震が発生した際、単独の自治体では対応が困難な災害廃棄物処理について、中国５県（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）が連携して円滑・迅速に対処するための基本的な考え方や対応方針を示した計画。

第６章　長期ごみ処理広域化・集約化計画

第１節　長期ごみ処理広域化・集約化計画の策定の趣旨

１．趣旨及び背景

本県では、平成10（1998）年３月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県下を６ブロックに分け広域的な施設整備を図ることとしていました。平成19(2007)年３月には、市町村合併の進展を踏まえ、「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。県内では、一定のごみ処理広域化・集約化が進んできましたが、人口減少の進行により、ごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれ、廃棄物処理に係る担い手の不足、廃棄物処理の非効率化、老朽化した施設の維持管理・更新コストの増大などにより、地域における安定的な廃棄物処理が維持できなくなることが懸念されています。

さらに、近年では、気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されており、気候変動対策、災害対策の強化といった観点からも一般廃棄物処理施設の広域化・集約化が必要となっています。

このため県では、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和６(2024)年３月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」（以下「令和５年度国通知」という。）を踏まえ、令和32(2050)年頃の広域ブロックを示すとともに、各ブロックにおける整備計画など、今後、市町村が広域化・集約化を進める上で必要となる事項を整理し、本県の長期ごみ処理広域化・集約化計画（以下「広域化・集約化計画」という。）として策定するものです。

２．長期ごみ処理広域化・集約化計画の位置づけ

広域化・集約化計画は、廃棄物処理法第５条の５の規定により国の基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部として位置づけるものであり、併せて、令和５年度国通知に基づき策定するものです。

３．長期ごみ処理広域化・集約化計画の期間

広域化・集約化計画の期間は、令和５年度国通知に基づき令和32(2050)年度までとします。

４．対象施設

広域ブロックの形成を検討するごみ処理施設は、市町村及び一部事務組合が整備する「ごみ焼却施設」（官民連携型の施設を含む。）とします。 「粗大ごみ処理施設、資源化施設」及び「最終処分場」については、現状の設置状況等を整理し、大まかな方向性を示すこととします。

第２節　現時点での広域化状況の評価

１．これまでの計画の概要

本県がこれまでに策定したごみ処理広域化計画は、表6-2-1に示すとおりです。また、現在の広域ブロックの区割りと構成市町村は、図6-2-1に示すとおりです。

表 6-2-1　ごみ処理広域化計画の策定経過

計画名（策定年月）	内容・改正点等
岡山県ごみ処理広域化計画（H10(1998).3）	ブロック数：６ブロックに区割り 焼却能力：110～490ｔ/日 計画期間：H10(1998)～H19(2007)（10年間）
新岡山県ごみ処理広域化計画（H19(2007).3）	ブロック数：６ブロックに区割り（市町村合併を踏まえてブロック区割り見直し） 焼却能力：110～530ｔ/日 計画期間：H19(2007)～H28(2016)（10年間）
広域ブロックの一部変更（H25(2013).8）	吉備中央町が岡山ブロック→高梁ブロックに変更
第４次岡山県廃棄物処理計画（H29(2017).3）	ブロック数：６ブロックに区割り（吉備中央町変更後の新岡山県ごみ処理広域化計画を踏襲） 計画期間：H28(2016)～R2(2020)（５年間）
第５次岡山県廃棄物処理計画（R4(2022).3）	ブロック数：６ブロックに区割り（吉備中央町変更後の新岡山県ごみ処理広域化計画を踏襲） 計画期間：R3(2021)～R7(2025)（５年間）

ブロック名	構成市町村
岡山ブロック	岡山市 玉野市 久米南町
倉敷ブロック	倉敷市 総社市 早島町
西部ブロック	笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
高梁ブロック	高梁市 新見市 真庭市 吉備中央町 新庄村
津山ブロック	津山市 美作市 鏡野町 美咲町 勝央町 奈義町 西粟倉村
備前ブロック	備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町

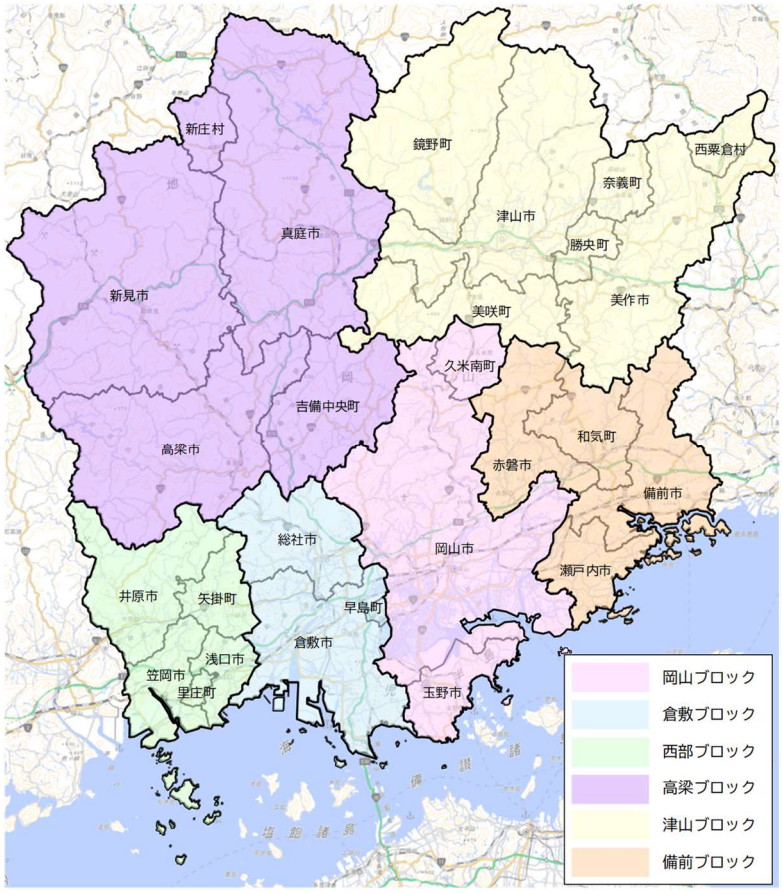

図 6-2-1　現在の広域ブロックの区割りと構成市町村

２．現時点での評価

（１）ごみ焼却施設の設置状況

現時点でのごみ焼却施設の設置状況は、表6-2-2に示すとおりです。

表 6-2-2　　令和８(2026)年４月１日時点でのごみ焼却施設の設置状況

ブロック	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力（ｔ／日）	供用開始年度	構成市町村
岡山	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田４８６－１	300	H5 (1993)	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地４５３－５	450	H13 (2001)	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ケ原３０７２－５	150	S53 (1978)	玉野市
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目３１３－６	13	H5 (1993)	岡山市、久米南町
倉敷	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通１－１－４	300	H6 (1994)	倉敷市（早島町）
	倉敷市 倉敷西部クリーンセンター	倉敷市玉島乙島８２５５－４９	300	R7 (2025)	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田４８１	180	H9 (1997)	倉敷市、総社市
西部	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域里庄清掃工場	里庄町新庄３６５６－４	130	R8 (2026)	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁	新見市 クリーンセンター	新見市金谷２５３	46	H11 (1999)	新見市
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町７４８	84	H10 (1998)	高梁市、吉備中央町
	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西２９０	30	H11 (1999)	真庭市（新庄村）
津山	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原３４０	34	H26 (2014)	美作市（西粟倉村）
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家１４４６	128	H27 (2015)	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
備前	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山８５９－４	39	H10 (1998)	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓２２８	43	H9 (1997)	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎１９７－１	44	H26 (2014)	赤磐市
	和気町 和気町クリーンセンター	和気町益原１５１２－３	10	H30 (2018)	和気町
合計		17 施設	2,281		

備考：構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。（　）は委託処理。

岡山市可燃ごみ広域処理施設（200ｔ/日）の供用開始が令和９（2027）年度に予定されています。また、同施設の供用開始により、玉野市東清掃センター及び岡山市久米南町衛生施設組合クリーンセンターは、ごみ焼却施設としての機能を廃止し、廃棄物運搬中継施設※40として供用開始予定です。

※40 廃棄物運搬中継施設とは、運搬を効率良く行うために、ごみ収集車で集めたごみを圧縮・積替えして大型運搬車で効率的に運搬する施設

（２）ダイオキシン類の排出削減対策

平成９(1997)年５月に旧厚生省から発出された通知「ごみ処理の広域化計画について」においては、平成９(1997)年１月に策定された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、ごみ処理の広域化について検討することが求められました。

平成９(1997)年度と現在のダイオキシン類の排出状況は、表6-2-3に示すとおりであり、令和６(2024)年度実績は、平成９(1997)年度比97%以上の削減が図られています。

表 6-2-3　ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出状況

項目	岡山県ごみ処理広域化計画策定時（平成９(1997)年度）	現状	削減率
ダイオキシン類排出量	30g-ＴEQ※41/年	0.86g-ＴEQ/年（令和６(2024)年度実績）	-97%

（３）ごみ処理の広域化・集約化

平成９(1997)年度と現在のごみ焼却施設数、平均規模、発電量は、表6-2-4に示すとおりです。施設数は半数を下回り、施設の平均規模は約２倍となっています。

表 6-2-4　ごみ焼却施設数・平均規模・発電量の状況

項目	岡山県ごみ処理広域化計画策定時（平成９(1997)年度）	現状	削減率 増加率
ごみ焼却施設数	38施設	17施設（令和８(2026)年４月実績）	-55%
施設の平均規模	68ｔ/日	134ｔ/日（令和８(2026)年４月実績）	+97%
発電量	4万MWh/年	10.65万MWh/年（令和６(2024)年度実績）	+166%

※41 TEQ（毒性等量）とは、ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号で、ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度であることを示す。

第３節　人口及びごみ排出量等の将来予測

１．人口の将来予測（県全体）

各年度10月１日付け住民基本台帳人口を将来予測します。予測にあたっては国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」を参考に推計しますが、「日本の地域別将来推計人口」は５年ごとに実施される国勢調査の結果を基に算出されているため、国勢調査人口と住民基本台帳人口の差を考慮した上で、将来の10月１日付け住民基本台帳人口として用いています。

推計の結果、将来の人口は、令和32(2050)年度に県全体で約150万人、令和６(2024)年度比18.8%の減少が見込まれます。ブロック別では、令和８(2026)年頃に高梁ブロックで人口10万人を下回り、令和22(2040)年頃に備前ブロック、令和27(2045)年頃に西部ブロックで人口10万人を下回ることが予想されます。

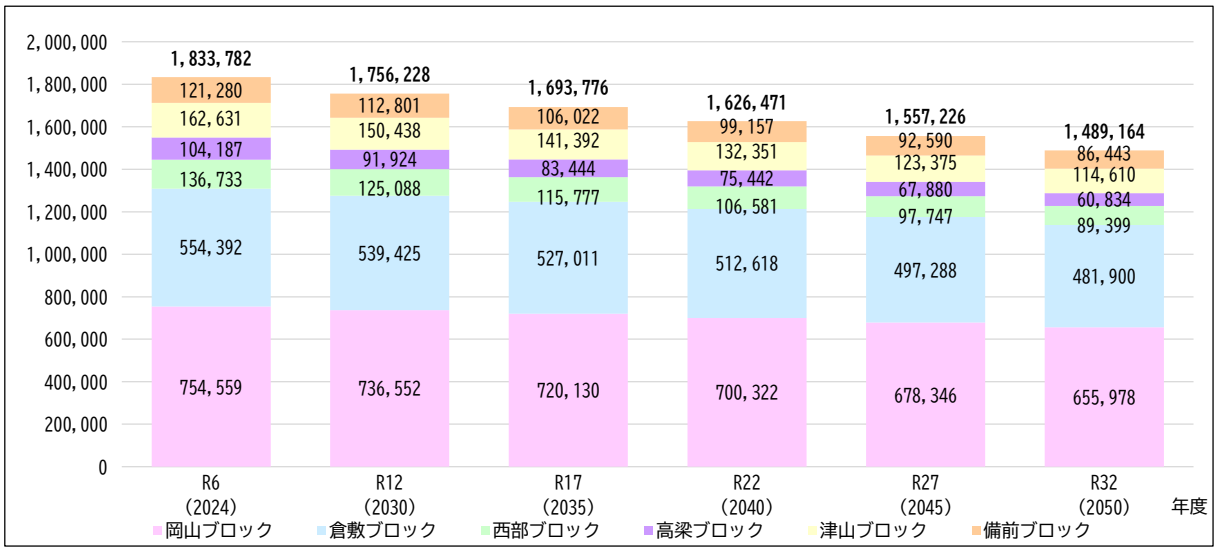

図 6-3-1　ブロック毎の人口の推移（単位：人）

２．ごみ排出量等の将来予測

（１）ごみ排出量の将来予測方法

ごみ排出量について、生活系ごみ量は、過去の実績から将来の１人１日平均排出量を推計し、これに行政区域内人口を乗じて求めます。一方、事業系ごみ量は、過去の実績から将来の１日平均排出量を推計します。

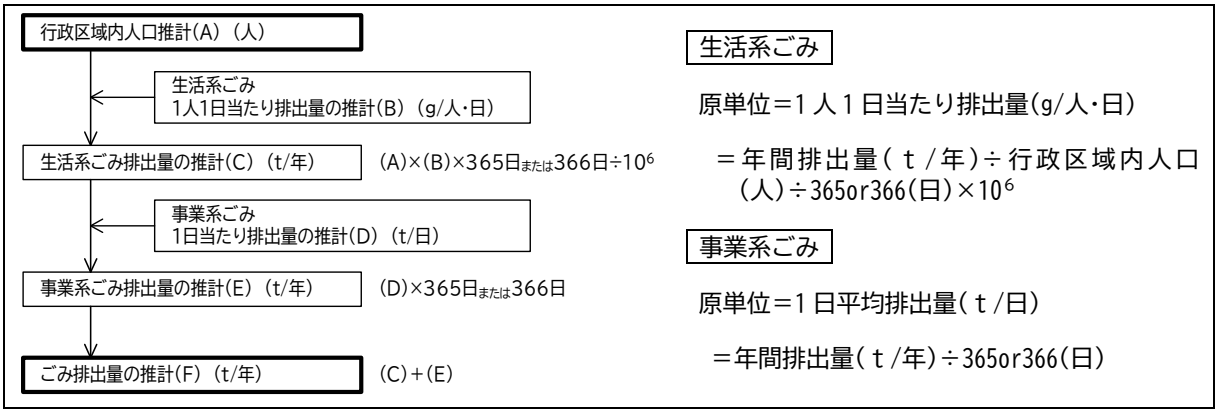

（２）ブロック毎のごみ排出量の推移

推計の結果、将来のごみ総排出量は、令和32(2050)年度に県全体で約52万ｔ、令和６(2024)年度比16.4%の減少が見込まれます。

なお、県内のごみ排出量のうち、７割以上を岡山ブロックと倉敷ブロックが占めています。

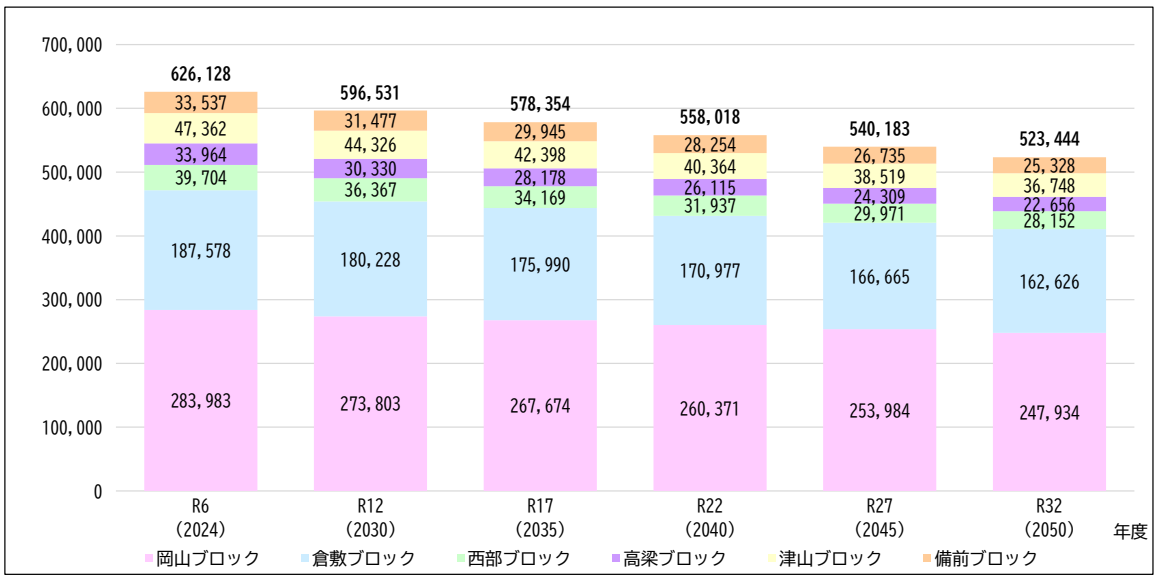

図6-3-2　ブロック毎のごみ排出量の推移（単位：ｔ/年）

（３）ブロック毎の将来ごみ焼却量の推移

推計の結果、将来のごみ焼却量は、令和32(2050)年度に県全体で約40万ｔ、令和６(2024)年度比17.7%の減少が見込まれます。なお、製品プラスチック※42の分別回収及び生ごみの分別回収状況や見込を踏まえて、算出しています。

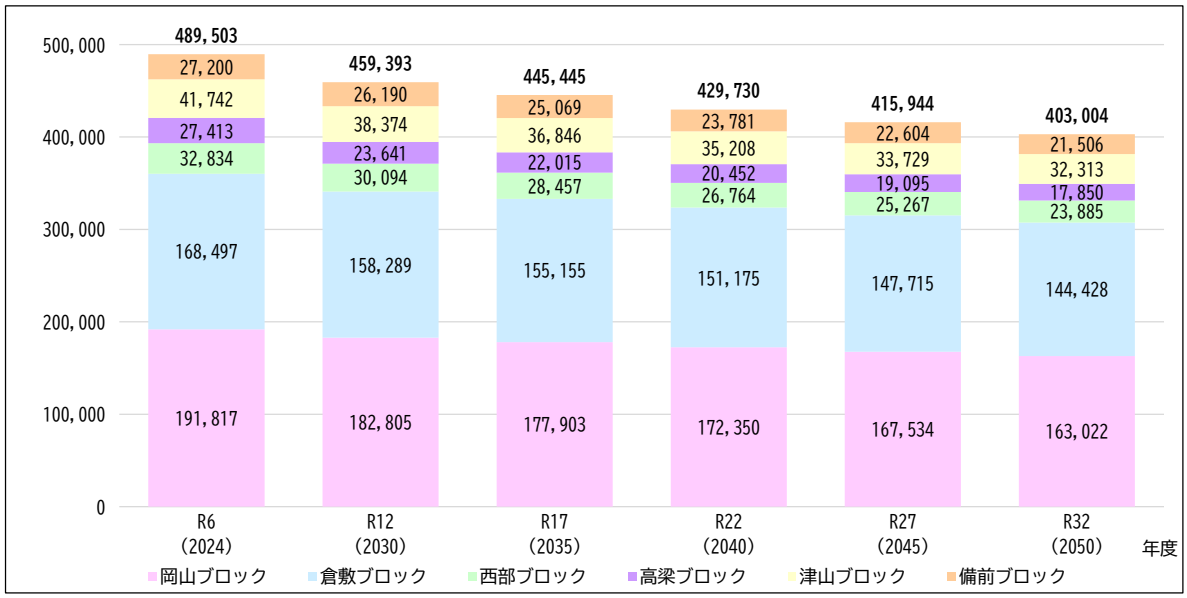

図6-3-3　ブロック毎のごみ焼却量の推移（単位：ｔ/年）

※42　製品プラスチックとは、プラスチック素材で形成された日用品や工業製品を指し、食品や商品の包装・梱包に利用される「容器包装プラスチック」とは区別され、ハンガー、歯ブラシ、CD、クリアファイル、バケツなど、それ自体が独立した機能を持つ製品そのものを指す。

３．ごみ焼却施設の処理能力の将来予測

（１）ごみ焼却施設の処理能力の将来予測方法

必要となるごみ焼却施設の処理能力は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和６(2024)年３月29日付け環循適発第24032920号　環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を基に、年間停止日数75日、災害廃棄物処理量10%を見込み、以下の計算式で推計しました。

年間ごみ焼却量÷290日＝計画年間日平均処理量

290日（年間稼働日数）：365日-75日（年間停止日数）

75日（年間停止日数）：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61日＋ピット調整10日＋予定外停止４日

計画年間日平均処理量＋（計画年間日平均処理量×10%）＝ごみ焼却施設の処理能力

（計画年間日平均処理量×10%）：災害廃棄物を処理するための余力

（２）ブロック毎のごみ焼却施設の処理能力の推移

将来必要となるごみ焼却施設の処理能力は、将来のごみ焼却量を基に市町村別に推計しました。

推計の結果、令和32(2050)年度に日量約1,500ｔ、2024年度比17.7%の減少が見込まれ、西部ブロック、高梁ブロック、備前ブロックで100ｔ/日に満たない規模となります。

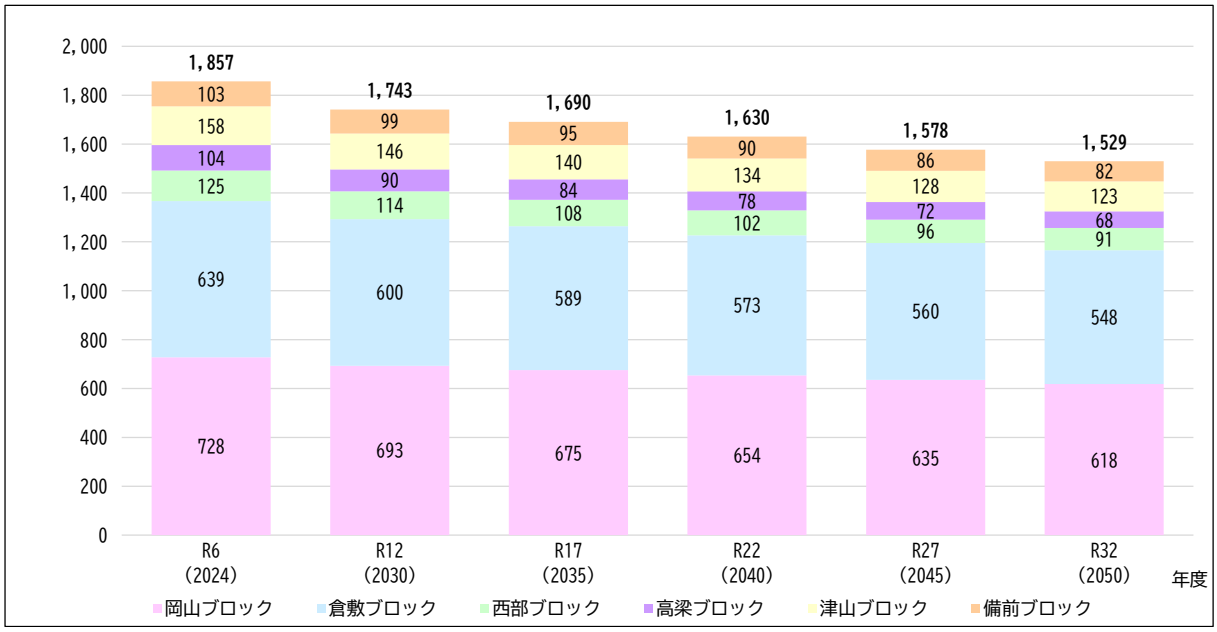

※表6-3-1のごみ焼却量を基に推計しており、令和６(2024)年度は既存施設の処理能力の合計ではない。

図6-3-4　ブロック毎のごみ焼却施設の処理能力の推移（単位：ｔ/日）

表 6-3-1　必要となるごみ焼却施設の処理能力（令和８(2026)年４月現在の広域ブロック別）

単位：t/日

		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
岡山ブロック	岡山市	664	637	622	605	590	575
	玉野市	60	53	50	46	43	41
	久米南町	4	3	3	3	3	2
	ブロック合計	728	693	675	654	635	618
倉敷ブロック	倉敷市	549	511	500	486	475	463
	総社市	78	77	76	75	74	72
	早島町	13	13	13	12	12	12
	ブロック合計	639	600	589	573	560	548
西部ブロック	笠岡市	41	37	34	32	30	28
	井原市	33	31	29	28	27	25
	浅口市	31	28	27	25	23	22
	里庄町	10	9	9	9	8	8
	矢掛町	11	9	9	8	8	8
	ブロック合計	125	114	108	102	96	91
高梁ブロック	高梁市	30	26	24	22	21	19
	新見市	27	24	23	21	20	19
	真庭市	37	30	28	26	24	22
	吉備中央町	10	9	8	8	7	7
	新庄村	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	ブロック合計	104	90	84	78	72	68
津山ブロック	津山市	101	92	89	86	83	80
	美作市	24	22	20	19	18	17
	鏡野町	10	9	9	8	8	8
	美咲町	9	8	8	7	7	6
	勝央町	9	8	8	8	8	8
	奈義町	5	5	4	4	4	3
	西粟倉村	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
	ブロック合計	158	146	140	134	128	123
備前ブロック	備前市	27	25	23	21	19	17
	瀬戸内市	33	32	31	30	28	27
	赤磐市	33	34	33	32	31	30
	和気町	10	9	9	8	8	7
	ブロック合計	103	99	95	90	86	82
合　計		1,857	1,743	1,690	1,630	1,578	1,529

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

第４節　広域ブロックの区割り

１．ブロック区割りとごみ焼却施設の整備の考え方

本県では、井笠広域里庄清掃工場130ｔ/日（令和８(2026)年度供用開始、西部ブロック）、岡山市可燃ごみ広域処理施設200ｔ/日（令和９(2027)年度供用開始予定、岡山ブロック）と、近年100ｔ/日を超える広域ごみ焼却施設の整備が進み、ごみ処理広域化及び施設の集約化に関する取組の進行が見られる一方で、ブロック内での施設の集約化が図られていないブロックも存在しています。こうした施設整備状況や人口及びごみ排出量の将来推計、また、令和７(2025)年度に実施した調査において現状のブロック維持の意向を示す市町村が多かったこと（19/27市町村中）などを総合的に勘案し、広域ブロックの区割りについて、現時点においては、**現状の６ブロックを維持**することとします。

なお、廃棄物処理施設整備計画（令和５(2023)年６月30日閣議決定）では、「例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100ｔ/日以上の全連続燃焼式廃棄物焼却施設を設置できるようにすること、既に100ｔ/日以上300ｔ/日未満の施設を設置している地域については、300ｔ/日以上の施設の設置を含め検討することが必要である。」との記載があり、また、令和５年度国通知では「既に100ｔ/日以上300ｔ/日未満の施設を設置している地域については、300ｔ/日以上のごみ焼却施設を、既に300ｔ/日以上600ｔ/日未満の施設を設置している地域については、600ｔ/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること」との記載があります。

これを踏まえ、ブロック内でのごみ焼却施設の規模は100ｔ/日以上を基本としますが、一方で、本県においては前出の「ごみ焼却施設の処理能力の推移」に示すとおり、令和32(2050)年度に100ｔ/日以上の施設規模を必要とするブロックは、岡山ブロック、倉敷ブロック、津山ブロックの３ブロックとなる見込みです。ブロック内の市町村のみでは、100ｔ/日以上のごみ焼却施設の整備が見込めないブロックについては、官民連携による施設整備やブロックを越えた処理委託・受託等、多様な処理手法を視野に入れながら、方向性を検討する必要があります。

また、広域化に当たっては収集運搬の効率化、施設設置区域の環境負荷低減のため、廃棄物運搬中継施設の設置を検討するものとします。

●ブロックの位置づけ

ブロックは、ごみ処理施設（ごみ焼却施設以外の施設及び最終処分場を含む。）の整備を検討するための基本的な協議体の単位として位置づけます。ブロック内において施設整備以外の選択をする場合においても、各市町村個別ではなく、ブロック全体で検討し方向性を決定することが望ましいと考えます。

２．ブロック区割り

（１）将来的な広域ブロック

現在の広域６ブロックを基本とし、施設の耐用年数等を考慮してブロック内での施設の集約化を図ります。ただし、各ブロックの状況を踏まえ、柔軟に見直しを行うこととします。

表 6-4-1　将来的な広域ブロック

	令和６（2024）年度				令和32（2050）年度			
	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	焼却量（t/年）	処理能力（t/日）	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	焼却量（t/年）	処理能力（t/日）
岡山ブロック	754,559	283,983	191,817	728	655,978	247,934	163,022	618
倉敷ブロック	554,392	187,578	168,497	639	481,900	162,626	144,428	548
西部ブロック	136,733	39,704	32,834	125	89,399	28,152	23,885	91
高梁ブロック	104,187	33,964	27,413	104	60,834	22,655	17,850	68
津山ブロック	162,631	47,362	41,742	158	114,610	36,748	32,313	123
備前ブロック	121,280	33,537	27,200	103	86,443	25,328	21,506	82

（２）県全体のごみ焼却施設の目標施設数

令和８(2026)年度現在のごみ焼却施設数は17施設であり、令和９(2027)年度に岡山市可燃ごみ広域処理施設が供用を開始(これに伴い２施設が廃止)することで16施設となる予定です。

令和32(2050)年度には、各ブロックにおける焼却処理能力の将来推計及び施設の集約化が進むものとして試算した結果、県全体で８施設以下とすることを目標とします。

表 6-4-2　ごみ焼却施設の目標施設数

ブロック名	現在の施設数（令和８(2026)年度）	目標施設数（令和 32(2050)年度）
岡山ブロック	４施設	２施設以下
倉敷ブロック	３施設	２施設以下
西部ブロック	１施設	１施設以下
高梁ブロック	３施設	１施設以下
津山ブロック	２施設	１施設以下
備前ブロック	４施設	１施設以下
県　全　体	17 施設	８施設以下

３．広域化・集約化の手法とメリット・デメリットについて

ごみ処理の広域化・集約化により、施設の建設や維持管理に係る経費の削減や連続運転による燃料使用量、CO_2排出量の削減が期待できます。

一方で、運搬距離が長くなるため、車両から排出される排ガスの増加や、燃料使用に伴うCO_2排出量の増加、運搬経費の増加等が考えられます。

また、人口減少及び労働人口の減少によるごみ処理事業の担い手不足を解消する一方で、優秀な人材の雇用の喪失を招く恐れがあります。

市町村等においては、広域化ブロック内の市町村等の事務分担、整備する施設、経費負担等に

ついて検討する必要があります。

表 6-4-3　広域化・集約化のメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
環境面	・ ごみ焼却施設の集約化により施設の処理能力が大きくなれば、安定燃焼による大気汚染物質等の排出抑制につながる。 ・ 全連続運転により助燃剤の使用量（焼却炉の立上げ、立下げ時に使用）が削減でき、それに伴うCO_2排出量が削減できる。	・ 運搬車両のアクセスが増加する（処理施設、中継施設周辺）。 ・ 運搬車両から排出される排ガスの増加、燃料使用に伴うCO_2排出量が増加する。
資源循環性	・ ごみ焼却施設の集約化により、発電や熱回収が可能となり、エネルギーの利用用途が広がる。 ・ これまでリサイクルできなかった資源系のごみを集約して一定量が集まれば、リサイクルが可能となる。	・ 市町村間の分別区分や収集方法、処理手数料の統一などの検討が必要になる。
経済面	・ 施設の集約化により、スケールメリットが生じ、施設建設費や用役費が削減できる。 ・ 発電施設を整備する場合、施設の集約化により発電量が増加し、それに伴う売電収入も増加する。 ・ 施設の集約化により、施設運転人員等を減らすことができ、人件費が削減できる。	・ 運搬距離が長くなるため、運搬経費が増加する。 ・ 場合によっては、中継施設等の建設費が必要となる。
人材	・ 人口減による運転管理技術者の担い手不足を解消できる。	・ これまで施設の運転管理に携わってきた貴重な技術者等の雇用の喪失を招く恐れがある。

第５節　ブロック毎の処理体制の検討

１．一般的なごみ焼却施設の整備工程

ごみ焼却施設は、計画から建設・稼働まで長期間を要することから、市町村は、施設整備の時期を踏まえ、早い時期から検討を始める必要があります。

また、広域化を図るためには、他市町村との協議、各種計画の策定や調査の実施、さらには、ごみの運搬距離が増加することに伴う作業効率の向上やコスト削減等の観点から運搬中継施設の必要性など、多岐に渡って検討を行う必要があります。

このため、これらの検討に要する期間について整理（表 6-5-1）し、広域化の検討開始から新たなごみ焼却施設が稼働するまでの期間を概ね 15 年程度と仮定することとしました。

表 6-5-1　ごみ焼却施設の整備工程の例

	検討・計画・整備期間			
	1～5年	6～10年	11～15年	16年～
広域化の基本合意				
施設整備基本構想				
建設用地選定・取得		住民同意等のために、さらに長い期間を要する場合がある。		
循環型社会形成推進地域計画				
地形測量・地質調査				
生活環境影響調査又は環境影響評価				
施設整備基本計画・基本設計				
PFI導入可能性調査				
開発許認可 都市計画決定　等				
施設整備・運営事業者選定			契約	
設計・施工				稼働

岡山県では４ｔ/時以上（岡山市の一部地域は２ｔ/時以上）の廃棄物焼却施設は岡山県環境影響評価等に関する条例（岡山市は岡山市環境影響評価条例）に基づき環境影響評価が必要となる。図では、環境影響評価を実施する場合の想定工程を示している。

２．ブロック毎のごみ焼却施設整備計画例

以降については、ブロック毎の施設整備計画の例を示すものです。

なお、計画例は県が、今後、市町村が施設整備するに当たっての参考として、６ブロックでの処理体制を維持した場合での計画例を示すものです。整備時期や施設規模等について確定したものではなく、また、県が市町村等に計画例のとおり施設整備を求めるものではありません。実際の施設整備に当たっては、一般廃棄物の処理主体である市町村において決定されるものです。

また、広域化・集約化に向けたごみ焼却施設の整備計画（例）を示すためには、現在のごみ焼却施設の使用終了見込年度を設定する必要があることから、各ごみ焼却施設の使用終了見込年度については、市町村への調査結果や、延命化を踏まえたごみ焼却施設の一般的な耐用年数（35年）、コンクリート建築物の一般的な耐用年数（50 年）を基に設定しています。なお、「使用終了見込年度」は、県が仮に設定したものであり、確定しているものではありません。

（１）岡山ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

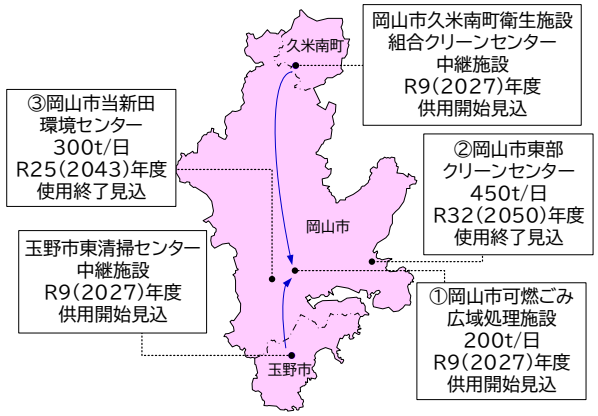

広域化・集約化に向けた検討

- 令和９(2027)年度に岡山市可燃ごみ広域処理施設が供用を開始することで、岡山ブロック内での可燃ごみ処理の広域化は達成見込みである。
- 岡山市当新田環境センターと岡山市東部クリーンセンターは、ともに延命化工事を予定している。
- 建物の耐用年数50年を考慮し、使用終了見込年度を設定した場合、整備時期を調整することにより令和32(2050)年度以降に両施設を集約した約420ｔ/日※の施設とすることが可能である。

※618ｔ/日-200ｔ/日＝418ｔ/日≒420ｔ/日
618ｔ/日：R32(2050)年度岡山ブロック必要規模

	施設規模	供用開始年度	2020年代	2030年代		2040年代		2050年代
			後半	前半	後半	前半	後半	前半
①岡山市可燃ごみ広域処理施設	200t/日	R9(2027)	R32(2050)年度以降供用継続見込					
②岡山市東部クリーンセンター	450t/日	H13(2001)						集約化等
③岡山市当新田環境センター	300t/日	H6(1994)						

施設の供用見込期間　使用終了見込年度を超える期間

（２）倉敷ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

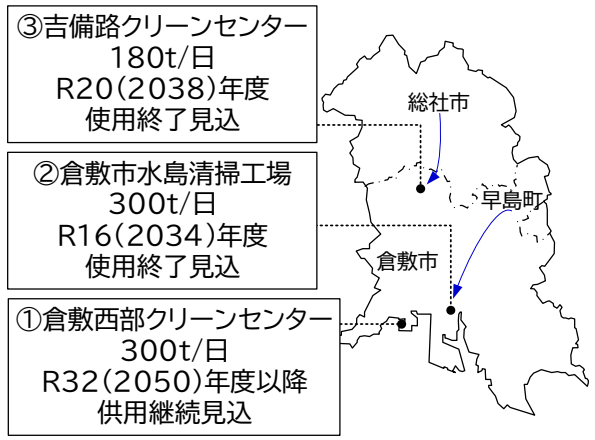

広域化・集約化に向けた検討

- 倉敷ブロック内での可燃ごみ処理の広域化は達成されており、２つの広域処理施設と１つの単独処理施設で処理を行っている。
- 倉敷市水島清掃工場と吉備路クリーンセンターは、ともに供用開始から30年程度を経過した施設であり、各整備時期を調整することにより、令和21(2039)年度に両施設を集約した約280ｔ/日※の施設とすることが可能である。
  ※578ｔ/日-300ｔ/日＝278ｔ/日≒280ｔ/日
  578ｔ/日:R21(2039)年度倉敷ブロック必要規模
- 倉敷西部クリーンセンターについては、大規模修繕による延命化が可能な施設であり、令和32(2050)年度以降も供用可能であるため、集約化の検討から除外した。

	施設規模	供用開始年度	2020年代	2030年代		2040年代		2050年代
			後半	前半	後半	前半	後半	前半
①倉敷西部クリーンセンター	300t/日	R7(2025)	R32(2050)年度以降供用継続見込					
②倉敷市水島清掃工場	300t/日	H6(1994)						
③吉備路クリーンセンター	180t/日	H9(1997)						
新広域処理施設	280t/日程度	R21(2039)予定	集約化検討時期の目安		供用開始			

施設の供用見込期間　使用終了見込年度を超える期間

（３）西部ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

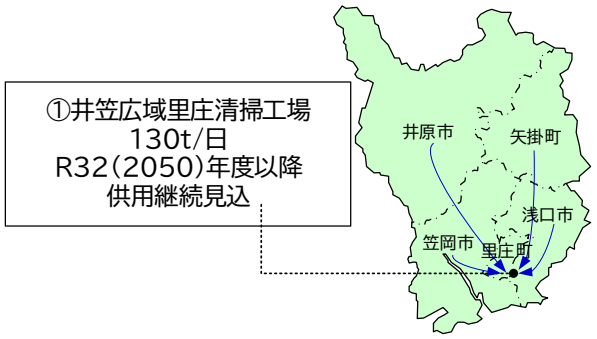

広域化・集約化に向けた検討

- 西部ブロックの井笠広域里庄清掃工場は、令和８(2026)年度に供用を開始した施設であり、ブロック内の３市２町の可燃ごみ処理の広域化が達成された。
- なお、西部ブロックでは、粗大ごみ処理施設、資源化施設、最終処分場においても広域化が完了しており、今後もこれを維持していくこととする。
- 西部ブロックでは、令和24(2042)年頃に可燃ごみの必要処理能力が100ｔ/日を下回ることが予想されることから、次期可燃ごみ広域処理施設の建設時には、更なる広域化を検討することが望ましい。

	施設規模	供用開始年度	2020年代	2030年代		2040年代		2050年代
			後半	前半	後半	前半	後半	前半
①井笠広域里庄清掃工場	130t/日	R8 (2026)	R32(2050)年度以降供用継続見込 →					

→ 施設の供用見込期間

（４）高梁ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

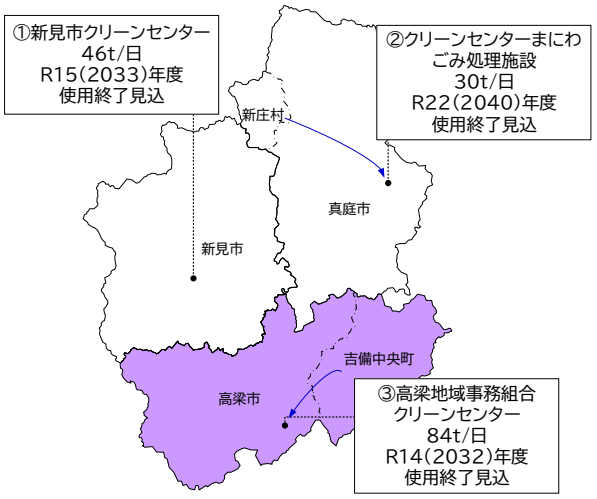

広域化・集約化に向けた検討

- 高梁ブロックでは、高梁市と吉備中央町、真庭市と新庄村の広域処理が行われており、新見市が単独での処理を行っている。
- ブロック内の３施設はともに供用開始から25年以上を経過している。
- ３施設を集約した場合、約80ｔ/日の施設とすることが可能であるが、ブロック内の高梁市、新見市、吉備中央町においては市町村のみによる施設整備は行わない方針を示している。よって、今後、ブロック内での官民連携施設の整備又はブロック外（県外含む。）への委託処理について、処理方法を具体化していく必要がある。
- 施設整備、委託処理のいずれの場合においても、中継施設の建設が効率化の観点から望ましい。

	施設規模	供用開始年度	2020年代	2030年代		2040年代		2050年代
			後半	前半	後半	前半	後半	前半
①新見市クリーンセンター	46t/日	H11 (1999)	→	→	⇢	⇢		
②クリーンセンターまにわ	30t/日	H11 (1999)	→	→	→	→		
③高梁地域事務組合クリーンセンター	84t/日	H10 (1998)	→	→	⇢	⇢		
新広域処理施設	80t/日程度	R23 (2041)予定	広域化検討時期の目安 △			↓ 供用開始	→	

→ 施設の供用見込期間　⇢ 使用終了見込年度を超える期間

（５）津山ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

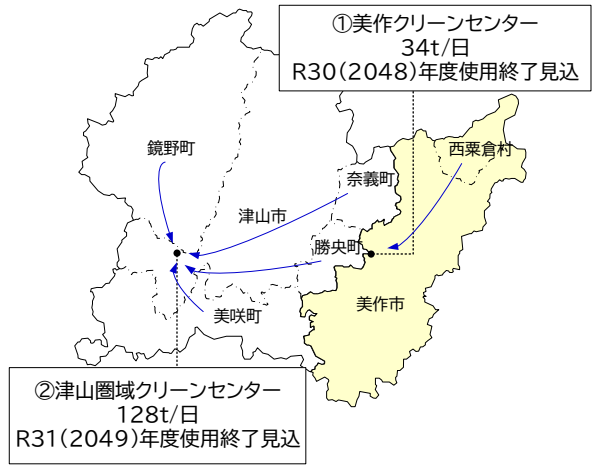

広域化・集約化に向けた検討

- 津山ブロックでは、津山市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町の１市４町による広域処理と美作市、西粟倉村の広域処理が行われている。
- 津山圏域クリーンセンターと美作クリーンセンターは、ともに供用開始から10年程度を経過した施設である。15年間の延命化を図った場合には、津山圏域クリーンセンターが令和31(2049)年度まで、美作クリーンセンターが令和30(2048)年度までの供用となる見込みである。
- 整備時期を調整することにより、令和32(2050)年度に２施設を集約した約125t/日の施設とすることが可能である。

	施設規模	供用開始年度	2020年代 後半	2030年代 前半	2030年代 後半	2040年代 前半	2040年代 後半	2050年代 前半
①美作クリーンセンター	34t/日	H26 (2014)	→	→	→	→	→	
②津山圏域クリーンセンター	128t/日	H27 (2015)	→	→	→	→	→	
新広域処理施設	125t/日程度	R32 (2050)予定			集約化検討時期の目安 ▲			供用開始 →

→ 施設の供用見込期間　⇢ 使用終了見込年度を超える期間

（６）備前ブロック

現在の状況（令和８(2026)年度時点）

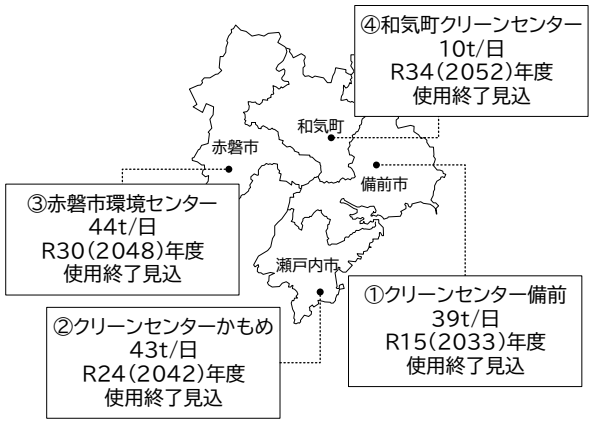

広域化・集約化に向けた検討

- 備前ブロックでは、各市町が単独処理を行っている。
- 各施設が延命化あるいは委託処理、使用終了年度の前倒し等で整備時期を調整することにより、令和25(2043)年度※に４施設を集約した約90ｔ/日の施設を整備することが可能である。

※赤磐市環境センターや和気町クリーンセンターの使用終了見込年度に合わせた施設整備を行う場合には、クリーンセンター備前及びクリーンセンターかもめが一般的なコンクリート建築物の耐用年数50年を超える供用期間となることから、本検討からは除外した。

- なお、100ｔ/日未満の規模となるため、ブロック内での官民連携施設の整備又はブロック外（県外含む。）への委託処理についても併せて検討していくことが必要となる。

	施設規模	供用開始年度	2020年代 後半	2030年代 前半	2030年代 後半	2040年代 前半	2040年代 後半	2050年代 前半
①クリーンセンター備前	39t/日	H10 (1998)	→	→	⇢	⇢		
②クリーンセンターかもめ	43t/日	H9 (1997)	→	→	→	→		
③赤磐市環境センター	44t/日	H26 (2014)	→	→	→	→	←	
④和気町クリーンセンター	10t/日	H30 (2018)	→	→	→	→	←	
新広域処理施設	90t/日程度	R25 (2043)予定		広域化検討時期の目安 ▲				供用開始 →

→ 施設の供用見込期間　⇢ 使用終了見込年度を超える期間　← 使用終了見込年度を前倒す期間

３．粗大ごみ処理施設・資源化施設について

（１）現状

現在、県内の粗大ごみ処理施設・資源化施設数（ストックヤードを除く。）は、16施設です。

粗大ごみ処理施設・資源化施設の集約化についても、ごみ焼却施設と同様にスケールメリットによるコストの削減が期待できる場合があります。

表 6-5-2　粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

ブロック	施設名	供用開始年度
岡山	岡山市東部リサイクルプラザ	H13(2001)
	岡山市西部リサイクルプラザ	H26(2014)
	玉野市粗大ごみ処理施設	H5(1993)
	玉野市リサイクルプラザ	H15(2003)
	岡山市久米南町衛生施設組合クリーンセンター	H5(1993)
倉敷	倉敷西部クリーンセンター粗大ごみ処理施設	R7(2025)
	倉敷市資源選別所	H8(1996)
	吉備路クリーンセンター	H9(1997)
西部	井笠広域資源化センター	H7(1995)
	井笠広域資源化センターリサイクルプラザ	H12(2000)
高梁	クリーンセンターまにわリサイクルプラザ	H11(1999)
	高梁地域事務組合クリーンセンター	S55(1980)
	高梁地域事務組合リサイクルプラザ	H12(2000)
津山	美作クリーンセンター	H26(2014)
	津山圏域クリーンセンター	H27(2015)
備前	日生清掃工場選別施設	S53(1978)

（２）方針

粗大ごみ処理施設・資源化施設は、廃棄物の種類や処理方法に応じた柔軟な施設整備が必要であることから、具体的な施設目標は示しませんが、廃棄物の種類によっては、広域化・施設の集約化で、１施設当たりの処理量が増えることによるコストメリットがあること、ごみ焼却施設と併設することで処理残さを効率的に焼却できることなどから、ごみ焼却施設の広域化・集約化に合わせて検討することが望ましいと考えます。

なお、プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化について、既存施設の活用、民間施設の活用により各市町村で取組が進められているところです。今後、取組予定又は未定の市町村においては、他市町村の取組状況及びブロック区割りを考慮し、検討を行うものとします。

表 6-5-3　令和８(2026)年４月１日時点でのプラスチック分別回収対応状況

容器包装プラスチック及び製品プラスチックを分別回収※(14)	容器包装プラスチックを分別回収(13)
岡山市、笠岡市、井原市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、久米南町	倉敷市(真備地区)、津山市、玉野市、総社市、高梁市、備前市、美作市、和気町、早島町、鏡野町、西粟倉村、美咲町、吉備中央町

※プラスチック資源循環法第32条又は第33条に基づかない処理を行っている場合を含む。

４．最終処分場について

（１）現状

現在、県内の最終処分場は、16施設です。現時点では、各ブロックに２施設以上の最終処分場が整備されていますが、事務委託を含め広域処理を行っている処分場は６施設であり、他10施設は市町単独で所有する施設です。

表 6-5-4　最終処分場の設置状況

ブロック	施設名	埋立開始年度	残余容量(R6(2024)年度末)(㎥)	対象市町村 ※（ ）内は委託処理
岡山	岡山市山上新最終処分場	H17(2005)	233,638	岡山市
	玉野市一般廃棄物最終処分場	H4(1992)	96,159	玉野市
	大田最終処分場	S60(1985)	1,484	岡山市・久米南町
倉敷	東部最終処分場(2期)	H14(2002)	110,227	倉敷市
	新総社市一般廃棄物最終処分場	H30(2018)	86,169	総社市
	早島町一般廃棄物埋立処分地	S56(1981)	47,805	早島町
西部	井原市一般廃棄物埋立処分場	H2(1990)	477	井原市
	浅口市金光一般廃棄物最終処分場	H12(2000)	21,714	浅口市
	井笠広域一般廃棄物埋立処分場	R4(2022)	93,054	笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町
高梁	新見市処理センター	H19(2007)	6,806	新見市
	真庭市ガレキ処分場	H8(1996)	28,265	真庭市（新庄村）
	高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場	S55(1980)	25,435	高梁市・吉備中央町
津山	美作クリーンセンター最終処分場	R元(2019)	3,031	美作市（西粟倉村）
	津山圏域資源循環施設クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	H28(2016)	21,621	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町
備前	備前一般廃棄物最終処分場	S58(1983)	4,012	備前市
	日生一般廃棄物最終処分場	H8(1996)	5,337	備前市

（２）方針

ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物の処分、災害時の災害廃棄物の処理対応を考慮すれば、最終処分場は必要な施設であり、ごみ焼却施設の広域化・集約化に合わせ、ブロック内の最終処分のあり方についても併せて検討し、同ブロック内において必要な最終処分の体制を確保することを基本とし、少なくとも１箇所以上の最終処分場の確保に努めることとします。なお、整備に当たっては、官民連携による施設整備等の民間活用も含めるものとします。

第６節　広域化への取組

１．市町村の取組

（１）ごみ処理施設の整備に係る課題への積極的な検討・対応

ごみ処理量減少への対応、災害対策等の強化、老朽化するごみ処理施設の更新等、ごみ処理施設の整備に係る課題に対し、積極的に検討・対応を行うこととします。

（２）市町村等とのごみ処理施設の整備計画の調整・協議

自らの市町村等における検討に加えて、ブロック内の市町村等のごみ処理の状況やごみ処理施設の整備予定の把握に努め、ごみ処理施設の整備計画の検討にあたっては、広域化・集約化についてブロック内市町村等において十分な調整・協議を行うとともに、必要に応じて県の参画を求めることとします。

また、今後、ブロック内では処理能力 100ｔ/日に満たないごみ焼却施設の整備規模となるブロックもあることから、ブロックを越えた広域化・集約化の検討（県外含む。）を行うこととします。

なお、大都市となる政令市、中核市においては、所属ブロック以外のブロックの求めに応じ、ブロックを越えた検討についての協議に応じるよう努めることとします。

（３）ごみ処理基本計画の策定・改定

広域化・集約化の方針等について、必要に応じて、廃棄物処理法第６条第１項に基づくごみ処理基本計画に位置づけるものとします。

２．県の取組

（１）市町村等への情報提供・助言・調整等

広域的なごみ処理施設の整備が適切かつ効率的に行われるよう、市町村等に対してごみ処理施設の広域化・集約化を働きかけるなど必要な助言を行うとともに、広域化・集約化に向けて市町村等による具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、調整を図ります。

（２）広域化・集約化計画の進行管理

県内のごみ処理施設の状況を取りまとめるとともに、市町村等における広域化・集約化の検討状況等を定期的に把握し、必要な助言を行うなど、広域化・集約化計画の進行管理を行います。

（３）広域化・集約化計画の見直し

広域化・集約化計画は、概ね５年ごとに国の動向や社会情勢の変化に応じて、内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。なお、ブロック区割りについては、各ブロックの検討状況等を踏まえ、概ね５年にかかわらず、柔軟に見直しを行います。

第７章　計画の推進

第１節　関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

また、近年における脱炭素社会の実現に向けた取組の急務化やデジタル技術の進展、サーキュラーエコノミー（循環経済）への転換といった大きな状況の変化に対応し、サプライチェーン全体で資源循環の取組を進めていく必要があります。

１．県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理や食品ロスの削減、リサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

県民の役割
＜環境負荷の低減に配慮した消費行動＞ ○ マイバッグやマイボトルの持参、レジ袋・包装類の辞退、容器包装等のごみの排出の少ない商品・繰り返し使用できる商品・耐久性に優れた商品・再生利用が容易な商品・再生品・バイオマス由来の素材を使用した商品の積極的な選択といった、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。また、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢として検討する。 ○ 物品の使用に当たっては、修理等を行いながらなるべく長期間使用し、不要となった場合には、有価物として他者に譲渡する等による有効利用を検討する。 ○ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識した上で、食品は買いすぎず、使いきり、食べきる。 ○ 食品の購入に当たっては、期限表示に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努めるとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する。 ○ 生ごみは水切り等を行うことにより、一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○ 外食時においては適量な注文を意識し、食べ残しの削減を徹底する。 **＜市町村の分別収集への協力と３Ｒの実践＞** ○ 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。 ○ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。 ○ 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。

＜不法投棄防止への協力＞

○ 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われることがないよう、土地や建物を適切に管理する。

○ 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。

２．事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

事業者の役割

＜環境に配慮した資材の調達＞

○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。

＜循環的利用の促進＞

○ 廃棄物の再生利用等による減量を行い、適正な循環的利用に努める。

○ 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。

○ 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進する。

○ 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン※43」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。

○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力に努める。

＜環境に配慮した事業活動の実践＞

○ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。

○ 物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう努める。

○ 消費実態に合わせた製品の容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品を容易に交換できる構造の商品、再生利用が容易な商品、バイオマス由来の素材への代替、適正な処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努める。

○ 消費者の環境配慮製品の選択や適正分別を促すため、ホームページや取扱説明書等を通じて、製品の構造・材質や廃棄時の留意事項等の情報を適切に提供するよう努める。

○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努める。

※43 岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針

○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

＜適正処理の実施＞

○ 排出抑制、再生利用等を行った上で、処分せざるを得ない廃棄物については、適正な処理を確保する。
○ 廃棄物処理業者に処理・処分を委託する場合は、適正な対価を負担し、優良な廃棄物処理業者を選択することで、不適正な処理が行われるリスクを低減する。

３．処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるなど、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

処理業者の役割
＜適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成＞ ○ 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。 ＜環境に配慮した事業活動の実践＞ ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 廃棄物処理施設の整備に当たっては、再資源化工程の合理化・改善・設備導入などにより、効率的な資源回収やエネルギーの有効活用、脱炭素化が推進される処理施設となるよう配慮する。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

４．市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

市町村の役割
＜一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備＞ ○ 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、関係市町村の協議のもとで推進するとともに、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。 ○ 食品循環資源の再生利用、プラスチック類の資源化等の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。 ○ 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ○ し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う施設として整備を図る。 **＜一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の実施＞** ○ 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるとともに、適正な中間処理及び最終処分を実施する。 ○ 令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進に努める。 ○ 小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない製品、使用済小型電子機器等、水銀使用製品が廃棄物になったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築に努める。また、リチウム電池等による火災事故防止のための分別収集体制の確保に努める。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。 ○ 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を推進する。 ○ 災害廃棄物処理計画を策定（改訂）し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。また、災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 ○ 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。 **＜廃棄物に関する意識啓発＞** ○ 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、排出抑制や再生利用等に関する取組等について、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の施策への協力や自主的な取組を促進する。 ○ 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見・早期解決に努める。

５．県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

県の役割
＜廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進＞ ○ 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係団体との連携調整を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。 ○ 廃棄物処理業者やリサイクルに関する情報を提供する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」の利用促進を図る。 ○ 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるために必要な技術的助言の実施に努める。 ○ 廃棄物処理の広域化・廃棄物処理施設の集約化に当たり、市町村等の関係団体との調整等の推進に努める。 ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対する事前協議制度により、適正処理を確保する。 ○ 産業廃棄物の排出抑制、減量等について、特に中小零細の排出事業所に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努める。 ○ 不法投棄等に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見・早期解決に努める。 ○ 災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 **＜3Rの推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発＞** ○ おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発をマスコミ、消費者団体、NPO等様々な主体と連携して行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。 ○ 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物の適正処理、３Ｒの推進、処理技術の向上を図る。 ○ ３Ｒやサーキュラーエコノミーに関する先進的な取組事例等を調査・収集し、研修会や情報発信等を通じて県内の事業者や市町村等へ広く情報提供・横展開を図ることで、関係主体の意識啓発と実践を促す。 ○ 瀬戸内海に多くの海ごみが存在していることや、それらが我々の生活等から生じたものであることを周知し、発生抑制に向けた啓発を進めるとともに、効率的な回収を検討する。 ○ 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。

第２節　計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

なお、適宜目標達成状況の点検・評価を行い、次期計画に反映するとともに、目標の達成状況や計画の進捗状況について、県のホームページ等により公表します。

